

令和5年第4回美祢市議会定例会会議録（その3）

令和5年12月6日（水曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	荒山光広
15番	高木法生	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	石田淳司
議会事務局庶務班長	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	総務企画部長	佐々木昭治
市民福祉部長	井上辰巳	建設農林部長	市村祥二
観光商工部長	河村充展	会計管理者	中嶋一彦
教育委員会事務局長	千々松雅幸	上下水道局長	白井栄次
病院事業局管理部長	安村芳武	消防長	松永潤
デジタル推進部次長	落合浩志	総務企画部次長	古屋敦子
市民福祉部次長	佐々木靖司	建設農林部次長	中村壽志
病院事業局管理部次長	古屋壮之		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

- 1 坪 井 康 男
- 2 村 田 弘 司
- 3 三 好 睦 子
- 4 杉 山 武 志

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、議事日程表（第3号）の1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、岡山隆議員、三好睦子議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。坪井康男議員。

〔坪井康男君 発言席に着く〕

○8番（坪井康男君） 純政会所属の坪井康男です。一般質問順序表に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

質問のテーマは、次の2点です。

1点目は、美祢市職員が、国税連携システムで、税務署から送付された電子データ件数の約4割を未処理としたことで、課税漏れ及び課税誤りを発生させ、賦課権を消滅させた問題、つまり、税金が徴収できなくなった問題についてであります。

2点目は、美祢市衛生センターの美祢市浄化センターへの統合問題について、この2点について質問いたします。

それでは、まず、1点目の質問です。

市の職員の重大なミスにより、市民税、県民税の賦課権を消滅させ、市及び県に損害を与えた問題です。

この問題については、今年10月5日開催の令和4年度決算認定委員会において、既に議論されたところですが、その際の執行部答弁に疑問が残っていると考えますので、改めて事の経緯の事実を確認した上で質問いたします。

まず、関連事項事実の時系列を確認しておきます。

令和5年6月8日、市内納税義務者から、1年以上前に税務署に確定申告を行ったが、個人、市、県民税が変更されていないとの問合せがあった、このことが発端でございます。

皆さん、御案内のように、毎年6月中旬に、市長名で、市民税、県民税決定通知書、こういうものが各市民に送られます。これを見たある市民から、ちょっと変だねと、自分は確定申告して、所得税、その他変わっているのに、全然変わってない、こういうふうな質問が、市に寄せられたと、これが発端でございます。

2番目、原因は、税務課市民税班の班長の入力ミスであり、当該班長の在席期間は、令和2年8月から令和5年3月の間に起こった出来事でございます。

次、令和5年6月29日付け、美祢市ホームページに、個人市県民税の賦課漏れ等についてが掲載され、事実が表面化いたしました。

次、美祢市は、令和5年8月30日、懲戒処分の公表ということで、記者発表されました。国税、連携システムで送付された電子データ件数の約4割を未処理としたことで、課税漏れ及び賦課漏れを発生させ、市県民税174万7,157円、関係税料、これは、国民健康税、その他のことを言いますが、関係条例61万2,149円、合計235万9,306円の賦課権を消滅させたと。この問題で、執行部は記者発表をされました。

それから、次、本件に関する住民監査請求が令和5年7月14日に提出され、監査結果は、令和5年9月4日に発表、公表されました。

次に、この問題に関して、執行部が議会で説明された内容の事実関係です。

1番目、市長の御答弁です。その1です。令和5年10月5日開催の予算決算委員会総括審査での篠田市長答弁は次のとおりでございます。監査結果で勧告がありましたことについては、美祢市が受けた損害は、対象職員から令和5年8月10日に、自主的に弁償する申出があり、9月8日に下記のとおり、市損害額と同額が弁償されました。このため、市から職員に対し、措置を講ずる必要はなくなりましたと、このように答弁されました。

続けて、それでは本人の弁償額は幾らですかという問いに、次のように答弁されております。時効消滅額は165万円であります。それに対して、市の損害額は99万1,100円、自主弁償額は99万1,100円です。このようにお答えになってます。

続いて、総務企画部次長より、以下の追加説明がありました。

市税分が99万1,100円、県税分が65万8,900円ありますが、この県民税分につい

ては、市が県のほうに、税法上、納入する必要はないということで、市の損害額としては99万1,100円となります。その99万1,100円が弁償されておりますので、市県民税については、市の損害額相当額が弁済されている、こういうこととなりますと、このように答弁されました。

さらに、税務課長より、山口県宇部県税事務所に確認したところ、県税部分については、弁済の必要はないということで報告を受けておりますと、このような説明がありました。この説明を契機に、どういうわけか分かりませんが、暫時休憩ということに、この委員会ですよ、暫時休憩ということになりました。

おおよそ正確ではありませんが、1時間後に再開されまして、総務企画部長より、休憩前の税務課長の発言に関して、次のように訂正発言がありました。

先ほどの税務課長の発言につきまして、訂正をいたします。先ほどの税務課長の発言というのは、県税部分について弁済の必要ないという発言ですよ。それ以外のこと発言されておられません。これを訂正いたしますと、このたびの課税漏れ、課税誤りに係る本市の損害額は163万4,884円です。その内訳は次のとおりですということですね、中身は突然変わりました。

で、中身、ちょっと細かい数字がありますが、つまり163万4,880円、それはちょっと省略いたします。賦課権が消滅した県民税部門65万8,900円については、市の損害額に含まれておりません。総務企画部長の答弁ですよ。初めに申し上げた、市の損害額163万4,884円について、該当職員から弁済の申出があり、弁償金として納入しております。

なお、賦課権消滅、市県民税165万円のうち、賦課権が消滅した県税部分65万8,900円については、市の損害額に含まれておりません。

改めて、ただいま山口県に電話で確認した結果、県の取扱いについては、本市としては、回答は控えさせていただきますと、このような答弁でした。

以上の事実を簡単にまとめますと、次のようになります。

市の職員の重大なミスによる損害の全体額について、執行部は、3つの異なる数字を示されております。①懲戒処分、記者発表されたときのものです。このときは、235万9,306円ということでありました。

それから、2番目、予算決算委員会での、市長、総務企画部次長発言は、165万円ちょうどという発言でございました。

3番目、委員会——暫時休憩後の総務企画部長の訂正発言、163万4,884円、非常に細かいところで、この2番目と3番目は異なっています。

そこで質問です。市の職員の重大ミスによる損害の全体額は一体幾らなんですか。そのうち県税部分、つまり、県の損害額は幾らですか。そして、美祢市の損害額は幾らですかと、これが質問1点目です。

2点目は、なぜ損害額が、このようにほんの僅かの時間ですよ、変更になったのでしょうか。その原因、理由をお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 坪井議員の御質問にお答えします。

初めに、市県民税の賦課漏れ及び課税誤りに関し、市政に対する信頼を大きく損なう結果になりましたこと、改めておわびを申し上げます。

この件に関しましては、対象職員に対し、8月30日付で懲戒処分を行っており、その際に公表した賦課権消滅に係る金額は、市県民税が174万7,157円、関係税料が61万2,149円としております。この金額につきましては、納税者に追加で納付を求める増額分と、過払いであるために還付する減額分の合計金額となっているため、分かりにくい点があったものと思います。

市県民税で申し上げますと、174万7,157円のうち増額分が165万円、減額分が9万7,157円となっております。増額分165万円につきましては、本来ならば、納税者に賦課するところをございますけれども、地方税法の規定により、賦課権が消滅し、賦課することができないことから、監査委員が損害額として認め、勧告された金額と推察します。

しかしながら、この増額分165万円は、市民税の部分と県民税の部分に区分することができ、市民税分の損害額は99万1,100円であることから、10月5日の予算決算委員会において、そのような答弁をしているところであります。

また、減額となり、還付する9万7,157円につきましては、本来なら、地方税法の規定により、既に納付済みでも還付できないところでありますが、別途要綱を設け、還付を行ったところであります。この9万7,157円も、市民税分と県民税部分に区分することができ、3万8,643円が県民税部分であり、市の損害額としたところであります。

なお、関係税料、関係で——関係税料61万2,149円の内訳につきましては、国民

健康保険税の増額分が22万6,700円、後期高齢者医療保険料の増額分が15万4,582円、減額分が2万627円、介護保険料の増額分が20万3,232円、減額分が7,008円となっております。このうち、介護保険料の減額分7,008円以外は、賦課権が消滅し、賦課できないこと。また、財源のない還付であることから、市の損害額となり、合計は60万5,141円であります。

以上申し上げました、市県民税の増額分の損害額99万1,100円と、減額分の損害額3万8,643円、そして、関係税料の損害額60万5,141円の合計163万4,880円について、対象の職員から自主的に弁償する旨の申出があり、9月8日に弁償がされたところであります。

このように、増額分、減額分、また、市民税分、市県民税分と金額の内訳が複雑になっていることから、分かりにくい点があったと思いますが、公表内容や、予算決算委員会では、同じ金額で説明をしております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） お聞きしておりますね、全く頭に入りません。

私が最初に質問したのは、3つの数字があるはずですよ。なぜ違うんですか。その中身を説明してくださいって言うのに、何だか、がちゃがちゃ説明があつて、さっぱり分かりません。質問者にね、ちゃんと理解してもらおうという答弁の姿勢じゃないじゃないですか。なぜ、3つの数字が出てるんですか。その3つの数字は出てませんと言うんならその証拠を見せてください。

私はあくまでも、この質問をつくるに当たって、予算決算委員会の総括質疑のときの会議録をあえて起こしていただきまして、それに基づいて質問しています。もう一度答えてください。一体、損害額は幾らなんですか。そして、美祢市の部分が幾らなんですか。県の方は幾らなんですか。それをもう1回、端的に答えてください。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 坪井議員の再質問にお答えをいたします。

本市における損害額と認定して考えておりますのは、163万4,884円でございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木部長、県と美祢市とお聞きになったと思うんですが。

佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 失礼しました。県民税部分は、市の損害額に含まれないかという部分でございます。

○議長（竹岡昌治君） 違う、県の方と県の損害額と、美祢市の損害額、それを明確に教えてほしいと、こういうことです。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 失礼しました。市の損害額は先ほど申しましたように163万4,884円でございます。

一方、市損害額というか、県民税として収入できない額は65万8,900円でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） お聞きすればするほどね、分かんなくなるんですよ。

で、私がさっき申し上げたようにね、予算決算委員会の総括質疑のときに、市長は明確に、美祢市の損害91万1,100円ですと、答弁されてますよ。今の話と違うじゃないですか。なんか今の佐々木部長の話によりますとね、百六十何万円、それと、食い違いがなぜ生じてるのかをお尋ねしてるんです。きちんと教えてください。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 坪井議員の再質問にお答えをいたします。

監査委員から、損害額として認められた勧告額は165万円でございます。これは、市県民税の自己消滅等という形で、対応不能分ということであった165万円でございますけど、そのうち、市民税として収入できない部分が99万1,100円、一方、県民税として収入できない部分が65万8,900円でございます。

で、この市民税として収入できない、市の損害額として――したものが99万1,100円、これを御答弁申し上げた金額でございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。坪井議員。

○8番（坪井康男君） よろしくありません。何のことやら分からないんですよ。

要するにね、99万1,100円が当該職員から支払われたから、損害賠償責任はそれで終わります。よって、監査委員さんから求められた措置の必要はなくなりました。これが、あれですよ。最初の御答弁ですよ。まだ、お忘れになってないでしょう。



古屋次長も、そのように答弁されてますよ。あくまでも、美祢市がこうむった損害99万1,100円です。その部分について、8月、9月何日ですか、弁済があったから、もはや措置する必要ありませんと、こういう答えだったんですよ。

要は私の質問、非常に単純なんですけどね、それまだ御理解いただけませんか。篠田市長答えてください。あなたは99万1,100円と答えられたんですよ。ところが今聞きますとね、百六十何万円、違うじゃないですかって、非常に、単純な質問です。そこを申し上げてるんですよ。間違いなら間違いでしたとおっしゃればいいじゃないですか。

○議長（竹岡昌治君） 質問に対して99万1,100円と答えられたんですよ。だからその質問がどういう質問だったかと言われたほうが分かりやすいと思います。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

当時の御質問は、監査委員から勧告された、この165万円についての御質問だったと思います。

したがいまして、この165万円の部分の市民税の部分として、市民税の損害額は99万1,100円というふうに申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 何か変ですよ。私かね、予算決算委員会の総括質疑で申し上げた、お聞きしたのは、監査委員から所要の措置を講じなさい、そう言われてるんで、どのような措置を講じられましたかって聞いたんですよ。そうしたら、99万1,100円が弁償されたから、もうこれ以上の措置はありません。こういう発言ですよ。あれだったら会議録読みましょうか。そんなふうにおっしゃるんなら、ちゃんと議長ね、答えるように言ってください。

○議長（竹岡昌治君） 弁償額の総額と、それからそれぞれの内訳おっしゃってください。だから、切って物を言っとってやからちょっと分かりにくいけど、私分かりました、3種類の金額の違いは。佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 坪井議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどから申しますように、市の損害額として考えておるのが163万4,884円でございます。この内訳を申し上げます。

○議長（竹岡昌治君） いや、ちょっと待ってください。説明してください。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 市県民税額の追徴分、追加して、本来ならば、その賦課漏れ、課税ミス、すみません。このたびの誤りによって、市民税として収入できなかった額が99万1,100円、これが先ほどからお話になってる金額でございます。併せて、市の——すみません。県民税還付相当額、こちらのほうは、本来ならば、県民税として、県民税部分ということで、還付すべき金額ですけども、これには財源がございませんので、これは市がかかわって負担をしましたので、その部分が3万8,643円でございます。

併せて先ほど申しました、国民健康保険税の時効で、収入できなかった額が22万6,700円、後期高齢者医療保険料の、これも併せて、時効で収入できなかった額が154万582円、それで——失礼しました。大変失礼しました。15万4,582円、（発言する者あり）

○議長（竹岡昌治君） ちょっと待ってください。もう一度申し上げます。総体的に幾ら損害を受けたのか、中身はいいです。そして、幾ら支払わせたのか。それをお聞きになってるんです。小さい数字はいいです。

○総務企画部長（佐々木昭治君） では、市の損害額は163万4,884円で、この額を当該職員が弁償したというものでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 何だかよく分かりませんが、もうあと33分しか残ってませんので、次に行きます。この質問についての、もうちょっと飛ばしますよ。

私はね、市の職員の税務処理上の重大ミスによる損害賠償責任の履行手続が省略されていると思っています。行政に求められる適正手続を執行部がきちんと守っていないんじゃないかと私は思っています。

経過事実を簡単にまとめますと、監査結果が正式に公表される前に、前にですよ、当該職員から、損害賠償額を弁償したい金額がまだ未定でしたと思いますよ。これが令和5年の8月10日です。

その次にね、実際に監査結果が出ました。それは令和5年の9月4日です。それから当該職員から現実の弁済がなされたというのが、令和5年の9月4日ですよ、令和5年9月4日ですよ。そのときに、99万1,000円が払われたとお答えになって

るんですよ、市長も次長も。それを私が申し上げてる。だから今の総務部長の話と違うんですよ。あくまで160万円払われたと、総務部長がおっしゃってるんですよ。そうでしょう。だから私は申し上げてるんですよ。非常に単純な話です。職員の弁済がなされたんだから、結局、監査結果が示す措置を取る必要なくなったというのは、市長の御答弁でしたよ。よって、監査結果の必要な措置を講じたことに対する行政文書は一切存在しない、これもちゃんとそう言ってます。つまり、損害賠償に関する行政文書が全くないんですよ。それを申し上げたんです。そんないいかげんな行政手続ありましようかっちゅうことなんですよ。

で、本来的な行政手続本件に関して、以下の通りであると私は認識しています。

まず、監査結果が公表されます。監査結果は、必要な措置を講じると、こういうものでした。3つ目が、執行部は必要な措置、すなわち損害全体のうち、美祢市の相当額を定め、相当額の根拠を示す。美祢市の損害額はこういう根拠で、これだけです。だから、職員に損害額の請求を行う、ちゃんと請求を行う。それで、職員が弁済する。で、市は、金銭を受領すると、以上のことを文書化して、監査委員へ報告する。これが私の認識している、きちんとした行政手続だろうと思っています。市長はもう時間ないからと、急ぎます。

市長は、結局ね、行政手続を省略した理由を民法709条の規定に基づくものと、このようにされてますよ。これも会議録から持ってきました。令和5年10月5日開催、予算決算総括審査での篠田市長の答弁は次のものです。

民法709条の規定は、故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害したものは、これによって生じた損害を賠償する責任を負うという規定であり、あくまでも請求するという規定ではございません。何か、私、聞いたことないような解釈を言っておられます。これは会議録で確認してますから、あなた、そうおっしゃってますよ。

つまり、市の職員の損害賠償責任の履行手続、すなわち行政手続を省略して、行政文書を作成しなかった理由は、不法行為の責任を規定した民法709条が原因であると言わんばかりの話ですよ。民法709条の規定はね、不法行為による損害賠償を定めたもので、条文をきちんと読みますよ。故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害したものは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う、こういう規定です。これは市長御自身もおっしゃってますから、前半

の部分正しいんですよ。

そしてね、不法行為が成立すると、加害者、今回のケースではミスをした市の職員ですよ——には、損害賠償責任が生じ、被害者、今回のケースは、市と県です——は、その損害賠償責任を追及すべく、損害賠償請求権が発生すると考えるのが普通の考えです。損害賠償責任が発生すれば、当然請求します。あなたは請求する規定じゃないって、とんでもない、何ちゅうか、私は初めてこの79条の規定を聞きましたよ。

で、このようなあなたの市長発言、解釈の法的根拠をこの際はっきり示してください。それが質問1です。

それから、もう1つはさっきお伺いした、要するにね、市が被った損害は幾らですかと、百六十何万とおっしゃる。そしたらね、その前にね、99万1,000円払われましたと、理事長も明確に答えておられるんですよ。そしたらね、もうがちゃがちゃ言う必要ありません。入金記録、提出してください。じゃあ今、先ほどの質問に対して市長答えてください。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました、市の損害額163万4,884円の算定に当たりましては、顧問弁護士と協議の上、算定をしたわけでございます。

今御質問の民法第709条には、不法行為による損害賠償について規定されておりますが、一般的に不法行為により、損害賠償請求権が発生するには、幾つかの条件が必要となります。

その条件として、一つ目は、故意または過失があるか、おっしゃったとおりです。2つ目は、違法性があるかどうか。3つ目は、損害が発生しているか。4つ目は、損害発生に因果関係があるかであります。これらの要件がそろったときに、損害賠償請求権が発生するものと考えておりますが、これを行使するか否かっていうのは、また別途判断することとなります。

で、10月5日の予算決算委員会で申し上げておりますが、今回のケースでは、対象職員自ら弁済の申出があり、実際に、市の損害額と同額が支払われたため、改めて請求を行わなかったものであります。

当然のことながら、本人が支払わないという意思を示した場合は、当然、請求を

行ったところであります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 坪井議員の御質問にお答えします。

本人が、当該職員がですね、納付した事実の分かる書類を提出していただきたいということでございました。また、後日、提出させていただこうと思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） この問題につきましては、今の市長の御答弁、なお、へんちくりんだと私は思いますが、もう1問重要な案件を抱えておりますので、この問題は以上とさせていただきます。で、この定例議会が終了するまでに、入金の実を示す書類を出してください。

それでは、2点目の美祢市衛生センターの浄化センターへの統一、一本化の問題に移ります。

衛生センターの所管は、市民福祉部、生活環境課であります。一方、浄化センターの所管は上下水道局であります。

したがいまして、この問題を考える場合に、2つの部署が関係しているという厄介な問題が存することを念頭に置いて話を進めさせていただきます。行政の縦割りの一番難しいところです。

美祢市衛生センターは、昭和63年3月に使用開始後34年が経過し、設備や機器の老朽化が進み、このため、令和4年度には、設計監理業務及び基幹的設備改良工事実施設計の整備事業費が計上され、設備改良工事が開始されておりました、令和4年度ですよ。

さらに、令和5年度には、衛生センターの施設に求められる性能水準を保ちつつ、長寿命化を図り、二酸化炭素排出量削減を図るための予算が計上され、さらに、令和6年度にも追加予算が見込まれております。

3か年合計で、こういう名目になってます。基礎的設備改良工事費——基礎的設備改良工事費として21億6,260万円、それから設計施工監理業務として2,691万8,000円、合計21億8,951万8,000円という膨大な金額です。この庁舎の建て替えの最初の案ぐらいかかるんですよ。皆さん、これ御存じだったでしょうか。し尿処理

場ですよ——の改造に21億円、予定されてたんです、私はねこれ、教育経済委員会所管なものですから、まるっきり頭になかった、えって思いました。が、そういう、そこが私のちょっとうかつであったところなんです。

しかし、この衛生センター施設は、今年の6月29日から7月1日にかけての厚狭川の増水氾濫により、甚大な被害を受けて、現在、機能停止の状況にあります。この9月定例議会の議員の一般質問で、衛生センターの被害状況と現在の処理状況、併せて復旧の見通しについて聞かれ、執行部は次のように答弁されております。

施設への浸水があり、床上1メートル以下の設備、特に制御盤などの電気設備の被害が甚大で、運転不能となり、施設の機能が停止しています。現在は、下関市、長門市、萩市、宇部市、山陽小野田市、美祢市の6市で締結している環境行政広域連携協定に基づき、萩市、山陽小野田市において、7月4日から処理を行っていただいております。

下関市については、搬出に向けて、今、調整中ですと、こういう——それから、また、本市のし尿及び浄化槽汚泥の1日当たりの要処理量は48立米であり——立方メートルであり、支援可能処理量が40立米とこれに不足しているため、山口県中央連携都市形成都市圏圏域形成に係る連携協約に基づき、山口市に支援要請を行い、7月18日から修理を行っていただいております。要するに他市に頼んでるけど、それじゃあまだ不十分だと、だから、さらに山口市にも支援をお願いしてるとこういう状況ですよ。

で、衛生センターの今後については、ここが質問の出発点になりますが、災害復旧による完全復旧は実施せず、施設の基幹的設備改良工事を計画どおり実施することとし、令和7年4月からの再開に向けて取り組んでいます。このような御答弁です。

で、最初の質問は、まず、これはどういう意味なのか。先ほど申し上げたように21億円をかけて、あそこを改良普及させようというもくろみが洪水で全部もうどっぶりつかってしまった。それでどうにもならんから、方針を変更して、以下のように変えましたという説明です。よろしくお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

衛生センター整備事業につきましては、平成31年3月に、施設整備基本計画を策

定しておりますが、この計画策定の際、施設の整備方針として、新たに、汚泥再生処理センターを整備する方法や、施設の基幹改良を行う方法、そして、下水道処理施設へ導入する方法などについて、経済性を含め総合的に検討を行ったところでございます。

その結果、現在の整備方針を決定し、計画の概要と整備方針につきましては、令和元年6月定例会の際に、当時、議会に御説明申し上げており、現在、美祢地域循環型社会形成推進計画として国の認可を受け、本事業を進めているところであります。

で、御質問の今の災害復旧取りやめといった部分でございます。

これにつきましては、今計画しております基幹的改良工事を計画的に進めるほうが、災害復旧をやって、またその事業を開始するよりも、災害復旧を実施せず、もう予定どおり基幹的改良工事を進めたほうがより経済的、また、速やかに工事が完成するといった意味でございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） そのような御説明を聞いて、初めて意味が分かりました。

要するに、今まで計画されてたことを、今回の洪水被害で、もう御破算にするんじゃないしに、むしろ今回起きた災害復旧は、もう置いていて、当初計画どおり、話を進めますよって、こういうお話のように聞こえたんです。そうなんですか。

だって、今あるものが、もうめちゃくちゃに壊滅的な被害を受けてんでしょ。違います。だけどそれを基にして再生、復活しますっていうのは、とてもじゃないけど理解できないんで、もう1回御説明ください。

○議長（竹岡昌治君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、市長も申しましたとおり、この災害に際しまして、今、全ての機能が止まっております。で、本来の基幹的設備改良工事でありましたら、施設を動かしながら、順次、工事を進めていくという予定でございましたので、仮設の水槽の整備であるとか、そういったことも、工事の内容に含まれておりました。

で、今回、今、機能停止しているときに、この基幹的設備改良工事を進めること

によって、仮設の水槽の設置等を省略し、経済的に有利な状態で、この基幹的改良工事を進めていきたいという計画でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 何かよく分かりません。分かりませんがね、要すれば、私申し上げたいのは、こういうことですよ。

今回、浄化センターも洪水で水浸しになりました。言わば衛生センターもっとひどい壊滅的な影響を受けました。よってね、もう発想を根本的に変えられたらどうですか。もともとね、パイプラインで来るか、バキューム車で来るかの違いでしょう、2つの施設の違いは。そうですよね。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員、2つの施設とおっしゃったんですが。

○8番（坪井康男君） 浄化センターと衛生センターです。同じなんですよ。浄化センターはね、下水道のパイプラインで来るんですよ。そして、衛生センターは、バキュームカーで来るんです。

私は、もう浄化センターと、浄化センター分かりにくいですかね、下水道センターっていいでしょうか。下水道センターができるときにね、もう衛生センターもやめて、統合するよって考えたほうが私は合理的だったろうと思っていますが、それはもう、死んだ者の歳を数える話ですから、やめますがね。せっかく今回ね、せっかくって言ったらおかしいですが、壊滅的に、衛生センター打撃を受けたんですよ。だから、この際、発想を転換して、前提条件がまるっきり変わったということで、衛生センター、下水センターに統合されたいかがですか。そういう発想です。

その理由はね、なぜかというとな、ここを流れてるのが伊佐川ですか。そこで、厚狭川と合流しますね。そのあとね、麦川川と合流するんですよ。その合流直後に給水、あれは何ていうんですか。美祢市の上水道の取水口があります。取水口があります。さらにうんと下流なんですよ、四郎ヶ原にある衛生センターはね。そうすると、特に麦川川と合流した後がね、水嵩がガーと上がるんですよ。そうすると、いくら今の衛生センター四郎ヶ原にあるよね。やり直したってまた起きますよ。美祢線じゃないけど、2回、駄目になった。また駄目になるかしらんのですよ。そういう危惧もあるし、それから、下水処理センターをね、あれは正確には、場所的には渋倉っていう行政区にありますよ。ところが入り口は日永区です。私が住んで



る日永区です。

それで、日永区の皆さんにこの前ちょっと確認しました。もし、これはもしの話だからということで、聞きましたね。バキュームカーが1日、何台もあそこ出入りすると。みんないけんかねと聞いたら、いや別にどねえちゅうことはない、こういう話でしたよ。だから、しかも、私が今日永区の役員をしてます。だから、別にバキュームカーがあそこ出入りが増えてもね、反対はしないだろうと私は思ってます。だから、この際、もう計画を一旦御破算にして——それがね、壊滅的な打撃を受けてんだから、前提条件が変わったんですよ。世の中は、前提条件が変わればね、計画も変えてもしょうがないんです。そういう観点に立って、もうこの21億円もかけて普及させるのはやめて、下水道センターに統合したらいかがですか。

それについては、確かに、何人か聞きましたらね、下水道センターはね、もう水と随分薄まってもう、あんまりドロドロしたやつじゃないと。ところが、バキュームカーでくるやつは、まだ濃度の濃いドロドロしたし尿だと、その違いがあるという、それは盛んに皆さんおっしゃってたけど。だけどそれはね、今の下水道センター、あそこは場所的には、渋谷の周辺もまだ田んぼのままです。日永区の入りのところも、格別制約がないということならば、ここでひとつ発想を転換されたらいかがですか。そういう質問です。市長お答えください。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

ありがたい御提案だというふうに捉えております。と言いますのも、し尿等のバキューム車の浄化センターへの乗り入れっていうのは、地域住民との合意形成を図る必要があるわけですので、逆に地域の皆様からそういったお話をいただいたことは、本当にありがたく思っております。

まず、今回の抜本的な計画の見直しの御質問でございます。

これ、それを契約を——計画を抜本的に見直すとなれば、既に国の認可を受けているということ、それと、衛生センター設備改良工事に係る請負業者と既に工事契約を締結しておりますので、これ解除手続が必要となります。そうしたときに、電気設備、機械設備などの発注をもう既に行っておりますことから、契約解除する場合は相当な額の損害賠償を、請負業者から求められることも想定されます。

また、この損害賠償は、国の交付金とか地方債が充当できないため、市の一般財

源を充てざるを得ないことから、市にとって大きな負担が生じるということでございます。

また、衛生センターの改良工事、設備改良工事に際し、計画策定等で、もう既に国の交付金を一部受けておりますので、この交付金についても、国に返還する必要があるということ。そして、統合設備の整備に当たっては、活用可能な国の補助制度、また、施設の使用なども決めなければなりません。工事の着手まで数年の期間を要するという、時間的な問題もあるわけでございます。

議員の御提案のとおり、浄化センターと衛生センターを統合するということは、本当に最も合理的、効率的な手法であるというふうに捉えております。

一方で、耐用年数がそれぞれ違うということでございます。基幹的衛生センターの基幹的改良工事をした場合は、残りが約耐用年数15年とも言われてます。で、浄化センターについては、築34年で耐用年数一般的には後50年、50年が耐用年数ですので、あと15年程度かかるわけでございます。で、それらを考慮すれば、ちょうど今から15年後がちょうど更新時期、2つの施設の更新時期となります。そのときに向けて、鋭意検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 今の御答弁、至極ごもっともだと思っております。突然、思いつきで申し上げたという感は否めません。

それで、とにかくね、やっぱり同じような機能が2か所に分かれてて、しかもね、衛生センターが非常に立地条件のいいところにあるんなら話別ですよ。また起こる可能性あります。ありますって勝手に言うたらいかんけれど。だから、とにかく、本件については前向きに前向きに考えてくださいませ。私は別にいちゃもんつけるわけじゃないんです。天災っていうのは、誰の責任でもないんですよ。誰の責任でもないんです。人災でもありません。だから、そこは素直に謙虚に、最高の道を開いていただきたいなと思っております。これで、一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔坪井康男君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分休憩

-----  
午前11時15分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。村田弘司議員。

〔村田弘司君 発言席に着く〕

○6番（村田弘司君） 会派みらいの村田でございます。一般質問を事前通告に基づきまして、一般質問をやらせていただきます。よろしく願いをいたしたいと思っております。

私の一般質問のお題目といたしますか、質問事項1件でありました。第二次美祢市総合計画前期最終年度に向けてということで、この質問をするに当たって、内部を2つに分けて質問をさせていただくという段取りになっております。

まず、初めに新年度、令和6年度の新年度予算編成に向けての予算編成の在り方について、お伺いを市長にいたしたいというふうに思っています。

今ちょうど12月ですけれども、この12月というのは、新年度予算の編成時期に当たろうかというふうに思っております。通常であれば、通年予算を組まれるための予算編成を行われるというふうに考えますけれども、ちょうど平成6年ですね、来年度は、私ども市会議員もそうですが、市長も改選の時期であるということで、この新年度の令和6年度予算、これは、通常でいう通年予算、骨格予算ともいえますけれども、組まれるのか、もしくは骨格予算を組まれるのか、その辺についてまずお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 村田議員の御質問にお答えいたします。

通年予算と言われる、通常予算ということでよろしいですか。本来予算というのは、1会計年度を通じて、年度内の総収入と総支出を見積もった予算が一番いいと言われておりますし、本来はそうであろうと思っておりますが、これは通常予算、あるいは当初予算というわけでございます。しかし、今言われましたように、4月に選挙を控えているわけでございます。

例年、本市は、その年は骨格予算を組んでるわけでございますので、私としては、毎年、持続的に、固定的に、毎年持続して、固定的に支出される経常的な予算、また、災害復旧関連予算を中心にした骨格予算としたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 村田議員。

○6番（村田弘司君） いや先ほど申し訳ないですね、旧議場で一般質問をしたとき、かなり市長と、席の間だったんで、真向いで話を伺っておると、何か話をしてる感覚になりまして、逆に御無礼しました。議長を無視したわけではございません。

○議長（竹岡昌治君） 私も申し訳ない。

○6番（村田弘司君） 今市長のほうから骨格予算ということでおっしゃいましたね。大変な大事な予算については含むけども、骨格ということですが、基本的には、通常義務的経費といいますけれども、人件費とかそれから扶助費ですね、福祉に当たる金、それから公債費、市の借金を払う金、この3つを義務的経費といいますけれども、これを中心に、それに若干のものを載せて、骨格で含まれるということだろうと思いますが、よろしいですか。一遍ここで切りましょうか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 村田議員の御質問にお答えいたします。

通常予算というのは、市民生活にも影響を及ぼすわけでございます。したがって、骨格予算のちょっと中身だけ説明させていただきたいと思っております。

今、考えてますのは、人件費、おっしゃったように、あと扶助費、公債費、起債償還に充てる公債費などの義務的経費、そして、維持管理経費などの固定費と災害復旧関連経費、そしてあと継続事業、これは総合支所など、建設をとめるわけにいきませんので、そういった継続事業、また、地籍調査事業などのような国庫補助事業、そして、その他の事業進捗に影響を及ぼす事業、特に4月、5月が契約が必要な事業とか、あと指定管理料、そして、ジオパーク推進事業費などを骨格予算とする考えでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 村田議員。

○6番（村田弘司君） 今、骨格予算についての具体的な御説明をちょうだいいたしましたけれども、ただ、今おっしゃった部分を含めて、いかに骨格予算といえども、通常予算ですね、通常予算で組まれる包括的な全体としての予算の増、そういうものがしっかりと骨に当たる、骨格という言葉を使いますんで、骨に当たる骨格予算も、ちゃんとしたものは超えないだろうというふうに思います。

ですから骨格として、当初予算は示されるかもしれないけれども、予算編成の段階で、その他のいろいろな政策的な予算に当たるもの、これは一応組立てていって、全体像をつくった上で、骨格、人間の体でいえば、骨があって、筋力、肉がついてますけれども、その肉に当たる部分を入れて一つの形をつくった上で、その肉を削ぎ落して、骨格予算で示されるというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 村田議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、現時点での状況で、現時点の状況で、政策部分も含めた全体像を一旦まとめた上で確認する必要があります。

その理由は、収支バランスを確認する必要があるためと、それと、財源が確保できない事業を実施するわけにはいきません。

したがいまして、一旦、全体像を把握しながら、骨格予算として取りまとめてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 村田議員。

○6番（村田弘司君） 大変な丁寧な説明をいただきましたけれども、すなわち骨格予算といえども、当初で全体を考えた上で、肉を削ぎ落して骨をつくっていくと、骨格予算をつくる、骨格予算をつくるということの説明であったということが分かりました。

まず、そのことが確認したかったもので、それを踏まえた上で、これから後の、これ本題になるんですけども、中長期の政策ビジョン、市長が考えられる中長期の政策ビジョンについてお伺いをするに移らさせていただきたいというふうに思います。

今日ちょっと、冊子を持ってくるのを忘れたんですけども、本市には、美祢市のバイブルって言ったらいいなかな。最上位となる計画ですね、美祢市総合計画あります。非常に厚いもので、今、市長手元で出しかけよってやけど、非常に厚いものがあります。

まず、元を出せばですね、平成20年の3月21日に、旧1市2町、旧美東、秋芳、美祢市が合併しまして、新市が発足したわけですけども、その発足した後、新た

な新市としての10年間のビジョンを示す、非常に大切なことですので、中長期の政策並びに施策等を示していくために、第一次美祢総合計画を策定いたしました。これが期間が平成22年まで、ちょっとそれまで時間がかかりましたね。平成22年を出発点といたしまして、平成31年、これはもう令和になってますから、令和元年になりますね、今で言えばね——までの10年間の計画案であったわけです。

その後、10年間の経過をいたしまして、第二次美祢市総合計画、これ10年間ですが、これが今出発をいたしております。これに基づいて様々な政策、施策、事業が今実施をされてきておるといふふうに思っています。

ここでちょっとこの一般質問、今こういう映像が映ってますけれども、市民の方も見ておられると思いますので、市長に対しては言わずもがなかもしれませんけれども、この総合計画というのが、3層——3つの層に分かれておまして、一番大本の大切な部分が基本構想であります。これは10年間全体の長い大きなスパンを持ったものでありますけれども、これは地方自治法上に定めがありまして、地方自治法第二条第4項で定められて、必ず、自治体はつくる必要があると、それほど重要なものです。これに基づいて基本構想を定めます。その将来像の具現化のために、理念、施策大綱等を載っておるといふことですね。

それに、それを具現化するために、今1層申し上げました。その上に乗っけると言うたほうがいいか、その下にぶら下がってると言ったほうがいいかちょっと分かりづらいんですが、まず、基本構想があって、それを具現化するために、基本計画というのがあります。この基本計画は前期5年、後期5年に分かれております。この基本構想を具現化するために、基本計画で構想の施策大綱に従いながら、具体的な方針を指し示していくというものです。

ただし、基本計画を具現化するためにも、いろんな事業が必要ということで、基本計画の施策レベルを基本的に考えますけれども、その施策を具現化するためには必ず事業が伴います。ですからその事業を行うために、その下にぶら下がっていくのが実施計画ということで、3層建てになってます。

で、実施計画は、1年ごとに立てていきますけれども、これは既にローリングを行います。それと必ず事業を行うためには、市長、今うなずいておられるけど、お金が伴いますので、美祢市の財政計画とも深くリンクをさせながら、恐らくやっておられるだろうといふふうに思います。こういうふうな形で、3層で今動いておる

ものなんですけれども、この総合計画は、先ほど申し上げたように、本美祢市の本当に重要なベースとなる計画ということですよ。

そして、これからが重要なんですが、来年度、令和6年度は、今申し上げた基本計画ですね、真ん中に当たる部分、施策レベルをずっとやっていくもの。前期5年の最終年度が来年度、令和6年度ですね、なります。ですから非常に重要だと思います。

それと併せて、後期計画が令和7年から動き出しますけれども、その計画のうちゅうのは、令和7年度になったから、はあ始まるぞというもんじゃありません。必ずその前の年度、ですから令和6年度、来年度ですね、これにその準備のための構築期間、編成期間、いろんな様々な大きな仕事があると思います。

そういうことを行う意味においても、来年度は非常に重要な年度というふうに私は思ってますけれども、これについての市長の御認識をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 村田議員の御質問にお答えいたします。

令和6年度は、後期基本計画の策定準備と併せて、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定準備に入る重要な年というふうになります。

総合計画は、市民、地域、企業、各種団体の理解や市民アンケートの結果を踏まえ策定され、各種個別計画や施策の基本となる最上位の計画でございます。現美祢市総合計画、これあるわけでございますけど、これは前期のこれを踏まえて、これが策定されておりますので、本市の1本の柱として、非常に重要な計画が総合計画、また基本構想でございます。

総合計画では、基本構想では、本市の将来像と基本理念や施策大綱を示して、基本計画では基本構想に掲げる将来像を達成するため、具体的な施策の目的や方針などの内容を示して、また重点戦略としてまち・ひと・しごと創生総合戦略があるわけでございます。

そして、基本計画総合戦略で示した施策の目的を達成するために、主要事業が実施計画となるわけでございます。また、この実施計画が、通年の毎年の予算として反映されるという、これが行政の仕組みでございます。

したがって、基となる基本計画がしっかりしていないと、当然、基本構想の実現

はおろか、また基本構想自体が絵に描いた餅になるというふうに考えております。

したがって、後期計画の策定に当たっては、前期計画策定からいろんな状況変化が生じております。コロナ禍や物価高騰の状況、また、社会経済情勢の変化、デジタル化の進展、また、環境や市民ニーズの変化、少子高齢化の対応など、また特に、豪雨災害の状況を踏まえて、また、安全・安心のまちづくりに対応した計画づくりも必要でございます。したがって、非常に重要な年であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 村田議員。

○6番（村田弘司君） 市長、よかったです。私と同じ思いを持っておられます。

いろんなこと今おっしゃいましたね、世界情勢、経済情勢も変わってきてますし、そのことをいろいろくみ上げて、行政というのは動いていかなきゃいけません。本当に臨機応変という言葉がありますけれども、それは当然必要なことですよね。

ただし、その臨機応変に物事を行う根幹には、必ず、芯が通ってないといけませんよね。大きな政策ビジョンを持って、特に市長たるものは、大きな理念をもって目標を持って、そのことについて説明をちゃんとしながら、市民の方に一緒に船に乗っていただくということが必要だろうというふうに思います。

それで、今いろんなことをおっしゃいましたけども、人口のこともちょっとおっしゃいましたね、少子高齢化という言葉が使われたけれども、私いろいろ細かいこと言う気持ちは全くないです。

先ほど新市発足のことを申し上げました、平成20年に新市ができました、そのときの人口ですよね。私、前からそういう数字は、住民基本台帳上の数字ではありません。これ県が出しておられる人口移動調査に基づく数字です。これは5年に1回の国勢調査が行われます。国勢調査に基づいて、その後、住基が動きます。住民基本台帳の数字が動きますから、その傾向をとらまえて県が出しておられる、非常に重要な数字です。これが、新市発足時に2万9,010人ですね、出しておられるんですね。私そのとき今ちょうど、初代市長しておりますからよく覚えてますけれども、住民基本台帳上は、旧1市2町の人口を集めたときに3万人あったんですね。ですから、現実の数字がもうその時点で1,000人近く少なかったと、実態の数字がですね、ということはこれで分かると思います。



では、今現在、令和5年度の数字を県が出しておられますけれども、この数字が2万1,409人ということで、この2万1,409人の中に、美祢市は社会復帰促進センターがあります。国勢調査というのは、そこに住んでおられる方々全部入りますんで、社会復帰促進センターに働いておられる方はもちろんですけども、収監という言葉を使ってもいいかな、入っておられる方々も入ってます。ですから、現実には、美祢市の社会復帰促進センターの中におられる方々をのけてしまうと、実はこの令和5年ですね、2万1,000人を既にもう実態として切っているというんではないかというふうに思われます。

そうすると、もう2万人を人口として切るのがですね、これでいくと、今の10年間で毎年507人減ってるんですよ、毎年ですね。そうすると、最低でも、最少でも毎年500人は減っていくであろうというふうに思われますんで、そうすると既にもうあと2年経過をすると、2万人を切ってくる可能性がある。高いというのはほぼ間違いないだろうと実態の数字がですね。それぐらい人口規模が減ってきておるといふことがあります。

それと、そうすると、先ほど社会復帰促進センターから申し上げたけれども、地方交付税も人口規模を単位といたしますんで、普通交付税はですね、社会復帰促進センターに入っておられる方々もそれを基礎数字になります。人口が減ると普通地方交付税が減ってくるということもありますし、大変難しい時代に入ったなど。だから、篠田市長、これから美祢市を運営していかれるのに、非常に厳しい時代が来ておるだろうというふうに思ってます。

そうすると、市民の方々もですね、恐らく感じておられるのが、山が荒れてきておる。田んぼ、畑にはイノシシがいる、鹿が出る、今も鹿が多いですね。挙げ句の果てには、熊まで出てきよるといふことで、山には入れん、百姓しても一つも金にはならん、子どもにもやれとも言われりゃせん、そういう時代が来てます。

まず、人口が減ってきておるうちゅうのが大きな問題で、近所の家は、今までお年寄りがおられたのに空き家なった——空き家なった、灯がつかん、夜が真っ暗、そういうのがもう続いております。だから、非常に市民の方々が暗い気持ちになられて、美祢市は将来もつんだらうか、自分が住んでるこの地域がちゃんとして、地域として存続できるかという思いがあったような方が大変多いだろうと思います。

ですから、そのことを踏まえて、先ほどから、私が質問させていただいたのは、

基本計画が大切なですね、今後5年間、どういうふうに動くかということは、中期計画になると思いますけれども、非常に大きな意味を持つてくると思います。

ですから、その中で、市長がいかほどの市民に希望を与えられるものを見せられるか。また、それに対して、行政体を挙げて、市長が何ぼ掛け声上げられてもね、職員がついてこないと意味がないですし、ましてや、議会サイドもそのことをちゃんと理解した上で、一生懸命考えながら、お互いが切磋琢磨して両輪としていかないと、牽制しあってもいいけども、両輪としていかないといけないというふうに思ってます。

で、またちょっと話が元に戻りますけれども、市長が、この後期基本計画ですね、どういうふうな形で、市民に対して、希望を持たせるものを出していこうとしておられるか、それをちょっとお伺いしたい。

○議長（竹岡昌治君） 村田議員。先ほど、社会復帰促進センターの次は、センター生と訂正していただけませんか。はい、村田議員。

○6番（村田弘司君） 今、議長から御指摘ありましたけれども、私も配慮したつもりだけど、ちょっと言葉が足らなかったと思います。センター生という言葉に改めさせていただきます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 村田議員の御質問にお答えいたします。

まず、政策とは何かといったときに、行政評価法にこの定義があったわけでございます。行政機関がその任務または所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案する行政上の一連の行為についての方針、方策、その他、それに類するものを言うというふうに定義づけられているわけでございます。

特に、ここで言う目的性と企画性の2つが挙げられていますように、この2つが非常に大事だということでございます。この目的性、そして立案性、企画性っていう部分がいかに市の方に希望を持っていただけるかということが非常に——希望と、それと共感を持っていただけるかということが非常に重要ではなからうかというふうに思っております。

今、おっしゃったように、この地域の本当に閉塞感というのは、人口の下げ止まり感がないというところが一番ではなからうかと思えます。

したがいまして、一例を申し上げますと、やはり、特に将来の人口推計に大きな要因というのが、20歳から39歳以下の女性人口の推移をもって、将来人口推計が推計されるという話も聞いたところでございます。

この2020年に、20歳から39歳以上の女性人口は2,476人、これが、今や10年後、2020年では1,523人、有配偶率が2010年は、この当時46.8%であったものが有配偶率、2020年は38.6%ということでございます。したがいまして、いかにその世代の女性人口、特に数が少なくなった上に、また有配偶率も低下しているというのが現状でございます。

したがいまして、いろんないかに人口減少を緩やかにするかという取組をもっともっと強化する必要があるわけでございますし、いかに高齢者も含めて、この地域の限られた少ない活躍人口をもっと維持していくか。そして、御高齢であっても、夢と希望と誇りを持ってお暮らしできるかという施策、政策がより必要ではなかろうかと思っておりますし、また、本市の最大の魅力である秋吉台を生かした取組というのをもっともっと必要ではなかろうかというふうに考えております。

全世代において、本当に助け合う仕組みづくり、また、自信と誇りを感じる施策というのを打っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 村田議員。

○6番（村田弘司君） 篠田市長、大変いいことをおっしゃった。いいことをおっしゃったけれど、具体的に、いろんな思いは伝わりました。思いは伝わりましたけれども、その思いを具現化するために、打って出る方法、どんな方式をやってそれを具現化するかね、いろんなことがあろうと思っております。

今、私がここでこういうふうな形でお伺いして、すぐばらばらっと出るよう、それがやれるようなら、こんな人口は減ってないよということがあるかもしれんけど、とはいえど、それをまた示していかないと変えられないと思っております。

ですから、理念がないといけない。でも理念は必要だけれども、その理念を具現化するための力が要るんですよ。知恵も出す力もいる。だから、それをやっぱり市長というのは示していく必要があるろうと思っております。再度お伺いするが、その辺の具体的なもの、1つでもいい——今、美祿線も休線になつとるでしょう。これもう本当に美祿市にとって、美祿がつく路線がなくなるかもしれんという美祿市の方々

思っておられるんですよ。これは美祿市のシンボルですから、それについてもどうかせんにゃいけんし、いろんなことがあろうかと思うが、市長、もう一度お伺いしますが、いかがでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） ちょっと確認させていただきたいと思います。具体的な事業ということでしょうか。（発言する者あり）すみません、よろしくお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 村田議員。

○6番（村田弘司君） 先ほど、3層に分かれていると申し上げました。基本構想があって、基本計画があってね、それからその下に事業がぶら下がっておると言ったけども、私が今聞きたいのは、基本計画の中での具体的な施策ですね、施策。それから先ほど市長がおっしゃったのは、基本理念に近いものなんですよ。だから基本理念を具現化するための施策、それはやっぱ先ほど申し上げたように——だから、先ほどから質問ずっと積み上げていったのは、基本計画が大事だということを申し上げたのはそのことなんですよ。だから、後期基本計画をくみ上げていく中で、くみ上げるために来年度があるんだけども、それに入っていくのに、市長としての思いがなけんにゃあいけんから、その思いを聞いておるといことです。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 村田議員の御質問にお答えいたします。

今施策ということでございます。いわゆる後期計画策定の準備と、それと、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に入るとい重要な年になるというお話をさせていただきました。

で、今現在、当然、村田議員も御存じのように、総合計画の策定審議会というところに、先だつて質問をさせていただいたところでございます。その中で、この基本構想実現のための施策っていうのは、よりその審議会のほうの——審議会のほうに諮問させていただきましたので、また、答申が出てくるというふうに考えております。

ぜひ、私が申し上げたのは、本当に重要な年になる審議会の委員の皆様をお願いしたのは、重要な年であるということと、この基本構想が絵に描いた餅にならないようなそういった後期計画に——後期計画を策定したいので、ぜひ皆さん、いろんなお立場で、熱心な御審議をお願いしますというお話をさせていただいたところで

ございます。

したがいまして、この後期計画がしっかりしていないと、それをまた実施、実施計画として、毎年の予算に積み上げていくわけでございますので、この後期計画は非常に大事だというお話をさせていただきましたし、真剣に、この人口の下げ止まり感を、少しでも下げ止まり感があるような施策、事業、施策の御提案、また御提言をお願いしたいというふうなお話をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 手法じゃなくて、中長期のビジョン、市長の思いをお尋ねになったと思うんですが。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 村田議員の中長期のビジョンについて、御回答させていただきたいと思います。基本構想は、あくまでも、まちの将来像というのが掲げているところでございますので、具体的にはこれが本当にビジョンなろうかと思えます。そのビジョンというのは今後の後期計画に向けてのビジョンということですか。

○議長（竹岡昌治君） 市長、市長室でやってください。市長の思いをお聞きになったと思うので、思いをおっしゃっていただきたいと思えます。

○市長（篠田洋司君） 村田議員の御質問にお答えいたします。

私は市長就任から、一番の問題は人口減少をどう売っていくかということに取り組んでまいりました。これは、人口減少というのは、急に起こるわけではなくて、じわじわじわじわこうダムの水が染み出すように起きてきたわけでございます。決して、もう従来から美祢市、怠ったわけではございませんけど、なかなか今後下げ止まり感がないということをもう克服しなければなりません。

そして、この閉塞感をお持ちなのは、やはり人口減少でございます。いかにこの地域の皆さんに夢と希望と、そして何よりも、誇りをもち続けてもらうことが何よりも大事だろうというふうに思っております。

したがいまして、後期基本計画、また今後の市政運営に当たって、皆さんに、いかに元気で、そして、この地域を誇りに持ってお暮らししていただけるかということに、もっともっと積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 村田議員。

○6番（村田弘司君） 篠田市長、市長の仕事はつらいですね。大変ですよ。でも、

覚悟を持ってやっぱり当たらないと物事は成就できないし、市民の期待にこたえられると思います。今、ビジョン、覚悟を聞きたかったわけです。今、一生懸命答えていただきましたので、その思いはよしというふうに私も思いたいと思います。

今後、美祢市にとって、未来が今やらなくちゃいけないことが多いと思います。もう恐らく、どたんばという言葉がありますけれども、どたんばに近いところに美祢市の今ポジションがあると思います。ですから、本当に私自身も今、市長を経験した議員として、その覚悟を持って当たらずに済ませたいというふうに思っていますし、市長も、また、市長を支える職員の方々も同じ気持ちでやっていただかないと、美祢市は恐らく難しいなという思いがあります。

これから難しいことはありますという言葉で、ここで言っちゃあいけませんので、美祢市の未来は必ずや我々の努力によって、市民の方々を含めた全員の努力によって、未来は必ずや明るいもんが来るだろうというふうに——ちょっと言葉を変えます。ドリーム・カム・トゥルー、昨日聞いたんですが、若い議員の方にね、未来予想図という歌がありますよね。未来は、やっぱり明るい未来を予想しないと、やっぱりやれるものもやれないんで、一生懸命未来に向けて、知恵を出し合ひましようや、ねって言ったらいけませんね。ということで、ちょっとそれを質問に変えましょうか、ちょっといいですか。

○議長（竹岡昌治君） 質問ですか。ちょっと村田議員、もう1回質問を明確にしてください。村田議員。

○6番（村田弘司君） 途中で未来予想図の歌が入りましたからいけませんでした。今、茶かしているわけじゃないです。その、本当の思いなんです。今、厳しい現実を申し上げて、我々が未来に対する希望を持った予想図を描いていかないと、未来そのものが開けないだろうという思いがありますんで、市長も同じ未来に対する、そういうふうな思いを持って、これからの政策、施策を組んでいただけるかということをお伺いしたい。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 村田議員の御質問にお答えします。

夢っていうのは、本当に生きていくための原動力でございます。このまちが生きていくための原動力、それは夢、また希望でございます。夢、希望の持てる施策を今後展開してまいりたいというふうに思っておりますし、ここに多くの執行部の仲

間があります。力を合わせて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 村田議員。

○6番（村田弘司君） 最後に、大変力強い言葉をおっしゃっていただいて、ありがとうございました。ちょっと時間早いですけどね、私の質問はこれで終わりたいと思います。未来に向けて頑張りましょう。ありがとうございました。

〔村田弘司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、13時まで休憩いたします。

午前11時55分休憩

-----  
午後1時00分再開

○副議長（高木法生君） 休憩前に続き、会議を開きます。

議長が所用のため席を外しておりますので、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

一般質問を続行いたします。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○12番（三好睦子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の三好睦子です。

経済を循環させて活力ある美祢市でありたい、この思いで3点お尋ねいたします。

1点目は、高校生のジオバス、あんもないと号の運賃、バス代の無償化についてお尋ねいたします。

令和5年度からスタートした地域交通公共計画により、湯ノ口経由の美祢行きが新設され、通学・通勤おすすめ線として運行されるようになりました。

このことは、美東地域にとって、美祢中心地や青嶺高校に行くことが便利になり、時間的にも短縮され、高校生や住民の方に大変喜ばれています。

一方で、今回のダイヤ改正で秋芳町秋吉からの朝の6時台のバスがなくなりました。

このことで、青嶺高校、生徒、部活の早朝練習に間に合わなくなりました。朝練のある日は、保護者が美祢青嶺高校まで車で連れて行っておられる状況です。朝の一刻は大事な時間です。朝、出かけに帰りのバス代を子どもに渡すことになりませんが、小銭がなかったり、忙しさでバス代を渡しそびれてしまい、帰りのバスに乗れ

なくなって、またまた保護者が学校まで迎えに行くようになると聞きます。保護者が学校までの往復するのに、当然、車の燃料費がかかります。

今回の改正で、ジオバス、あんもないと号の運賃——乗車運賃は、小学校——生以下の子どものためのバス代は無料になりました。高校生も同じように無料にならないでしょうか。

高校生の運賃を無償化することは、市内の高校に通学する生徒を多くして、2つの高校を維持、発展させるためにも保護者の負担軽減のためにも、大きなメリットがあると考えます。

また、高校生が、桜まつり、花火大会など市内で行われる各種イベントに参加しやすくなります。高校生が自由に移動でき、地域の人々とも交流が深まるのは、高校生にとっても、私たち大人にとっても楽しいことです。ぜひとも、高校生にジオバス、あんもないと号の乗車運賃の無償化に踏み切っていただきたいのです。市長のお考えをお尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

今年度からスタートした美祢市地域公共交通計画に基づき、10月からあんもないと号の通学通勤おすすめ線では、湯ノ口経由を新たに設けるとともに、土日の部活動に対応した嘉万経由、湯ノ口経由の土日・祝日運行便の新設や、テスト期間中の生徒の帰宅に対応するための美祢青嶺高等学校への日中の乗り入れなど、あんもないと号による通学環境の充実を図ったところであります。

現在、美祢青嶺高等学校の全生徒191名のうち36名が通学にあんもないと号を利用され、土日の部活動においても10名の利用があります。

一方、運行ダイヤについては、運行事業者の運転手不足や労働環境の改善を図るため、議員御発言のとおり、やむを得ず減便となった時間帯もありますが、市では、高等学校への聞き取りや住民説明会において、利用者の御意見をお聞きし、可能な限り御要望にお応えできるよう努めてきたところであります。

なお、10月から実施しておりますあんもないと号の運行変更につきましては、今後、高等学校を通じて満足度の調査を行い、効果等を検証することとしております。

現在、JR美祢線が被災した——被災したため、代行バスによる代替輸送が行われておりますが、市内の高等学校への市外からの入学希望者に影響を及ぼすのではな



いかと危惧しております。

そのような中で、通学にあんもないと号を利用する生徒の世帯の経済的負担軽減を図ることは、市内高等学校に通学しやすい環境の向上につながるのではないかと考えます。

また、無償化により、市内の移動がしやすくなり、イベント等に参加しやすくなることも想定されます。

しかしながら、運転手の人件費や燃料費の高騰等により、路線バスの運行事業者に対する市の財政支出は今後も増加していくものと推察しており、併せて、他の路線バスで通学する生徒や、スクールバスを出されている成進高等学校との公平性も考慮する必要があると考えます。

また、本年10月から、市内中学生以下を対象とした運賃無償制度の実証事業を開始しており、この効果の検証も必要と考えております。

これらのことから、高校生の運賃の無償化については、持続可能な公共交通ネットワークを形成していく中で、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 高校生、若い方たちが移動していくって言う——移動するという事は、地域に活力があって活性化になると思いますので、ぜひとも前向きに検討をよろしく願いいたします。

次に、地域循環型経済の取組についてお尋ねいたします。

私は、先日、オンラインで行われた市町村議会の研修会に参加しました。

それは、地域循環型と有機農業の活性——可能性、そして、有機農業と学校給食の可能性、それに、食料と農業の危機打開に向けて、議会ではどう取り組むかという内容の講義でした。

そこで、地元農産物の学校給食の活用状況についてお尋ねいたします。

令和3年——2021年度の学校給食における地場産物——産業——地場産物ですが、国産食材の使用割合の全国的平均は、金額ベースでそれぞれ五六.——56%、そして89%となっています。

学校給食の小麦については、国産が40.2%、地場産として14.2%、大豆は国産69.5%、地場産としては29%となっています。

山口県の状況ですが、議長さん、山口県の資料があるんですけど、タブレットに送信していただけますでしょうか。

○副議長（高木法生君） はい。

○12番（三好睦子君） よろしくお願ひします。届いたでしょうか。

それで、山口県内では別紙のとおりですが——送信ありがとうございます。

これを見ますと、地場産食材使用率で、美祢市では70%以上となっております。

この下の市町の主な取組状況なんですけれど、これを見ますと——阿武町を見ますと、地域の方々と連携を深め、地元産の食材を多く活用した特色のある給食を提供するとあります。

美祢市について見たのですが、取組状況が記載してありません。どのように取り組まれているのでしょうか。私は、取組にあたって、生産者、JA、栄養士、給食調理員の方、会計の方との会議の開催が必要だと思います。1年間の計画を立てて、作物の作付計画や、配送システムとかの会議が必要と考えますが、会議を持たれたのでしょうか。

美祢市の特産はもちろんです、年間を通じて使用量の多いジャガイモ、タマネギ、ニンジン、キャベツなどは、まず品目を決めて取り組んで、徐々に増やしてもいいと思います。

これらをさらに進め——推進するための方法についてもお尋ねいたしたい——お尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

○副議長（高木法生君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 三好議員の御質問にお答えをいたします。

昨年9月定例会において、三好議員から学校給食等食材の地産地消の取組について御質問があり、その際には、令和3年度の市内学校給食における地元産食材の使用率は、品目ベースで山口県産85.3%、美祢市産二十八パー——28.5%とお答えをしております。

昨年度については、品目ベースで山口県産85.2%、美祢産32.5%となっており、この1年間で山口県産は0.1ポイント減少していますが、美祢市産は4.0ポイント上昇をしております。

また、山口県産の県平均は69.1%となっておりますので、本市では16.1ポイント高い状況にあります。

この地産地消の推進に係る主な取組としては、市内小中学校で統一献立を実施しております。具体的に昨年度は、山口県農業協同組合美祢統括本部から無償で提供していただいた美祢市産の秋芳梨のほか、厚保くり、大根、白菜、美東ごぼう、米、秋吉台高原牛など15品目の食材を利用して、年間3回統一献立を実施しております。

また、学校栄養職員部会では、産地見学などを行っておりますが、より一層の生産者との連携を強化してまいりたいというふうに考えております。

今後も、地場農産物を学校給食に積極的に活用するため、関係部局や生産者、また、農業協同組合等の納入業者との連携を強化するよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） ぜひとも、美祢市の農政——農業政策を考える上で、学校給食は本当に重要な役割を果たすと思います。地域の食文化や農業への理解を深める食の教育、子どもたちに安全な農産物の提供と農業者の安定した販路、農業者の安定した収入、さらには、地産地消に寄与するものと考えます。地域経済を循環させるためにも、地元農産物をさらに学校給食に取り入れていただきますよう、よろしく願いいたします。

次の（2）の有機農産物についてお尋ねいたします。

さきの研修会で——私の受けた研修会なんですが、2番目の——オンラインですが、2番目の講義では、食料と農業の危機打開に向けて、議会でどう取り組むかという講演の内容でした。

この講演の中で、地域の持続可能な農業や食料自給率向上に自治体がどう関わるか、議会や議員の役員は何かというものでした。

現在、私たち人類は気候危機の下、生態系は大きな打撃を多く受けて、動植物の種の——絶滅を招き、例外なく、私たち人類も存続か、破滅かの重大な岐路に立っているとのことでした。

今こそ、生態系を生かした持続可能な農業へと、農業の在り方を見直すときに来ていると——ではないでしょうか。

この講義では、あくろ——アグロエコロジーと呼ばれる生態系を生かした持続可能な農業が紹介されていました。

このアグロエコロジーは、有機農業は栽培方法だけでなく、日本の農業の在り方、農業再建の道も——道にも深く関わるもので、環境を破壊せず、持続性、永久性を確保することが目的です。

アグロエコロジーは——アグロエコロジーは、生態系の能力を引き出す科学であり、土も作物も強くなり、コストや品——品質を改善することが可能です。現在より、さらに農民の利益を増やし——農家の利益を増やして、未来世代に豊かな生態系を残していける持続可能な農業を目指すというものです。

さらに、農業——農民——農家の——農業者の生活や営農への支援、政策決定への参加を後押しすることで、社会的構成を実現し、環境にも、社会にも優しい、食と農の在り方を進めていくといった内容でした。

このアグロエコロジーの生態系を生かした持続可能な農業、美祢市ではこの有——こうした有機農業と、この生態系を生かした持続可能な農業について、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 三好議員の御質問にお答えします。

近年は、環境問題への関心が高く、堆肥等の有機質資源の活用や化学合成農薬、化学肥料の削減など、環境に優しい農業生産への取組が活発化しており、農業・農村におけるSDGs持続可能な開発目標の達成に寄与する有機農業は、生物多様性保全や地球温暖化防止にも貢献できると期待されています。

国は、令和2年4月に有機農業の推進に関する基本的な方針を改定し、さらに、令和3年5月には持続可能な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに14の目指す姿と取組方向が示されたところであります。

環境保全の取組では、2050年には化学農薬の使用料を50%削減、化学肥料の使用量を30%低減——削減、耕地面積に占める有機農業の割合を25%、面積にすると100万ヘクタールとすることなどが目標として掲げられ、目指す姿が示されました。

こうした国の動向が示される中、生態系を生かした持続可能な農業、自然環境に配慮した取組など、従来の観光農業から生態系への配慮や化学肥料・農薬の使用量の低減化、あるいは無農薬の取組、土づくりのための堆肥等の地域資源を活用するなど、様々な有機農業に係る取組が提言され、推奨されています。

アグロエコロジーについては、自然の生態系に沿って、また、活用した農業を目

指すことであり、現在、基準や実践方法については特に定めがないことから、その中には、有機農業が含まれるものと考えられ——考えて——考えられております。

本市においても、有機農業への取組といたしまして、昨年6月に美祢市有機農業推進計画を策定し公表したところです。

本計画は、高度な有機農業を目指していく一部の農家だけを対象としているものではなく、市全域にわたって自然環境に配慮しながら、有機農業に向けた土台づくりの機運を醸成し、有機農業の一層の理解——理解・促進と裾野を広げていこうとするものです。

計画では、生産現場の実情を踏まえ、生産性との調和などに留意し、土づくりや新技術等を通して、化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した持続——持続的な農業、環境保全型の農業を目指すものであり、有機農業もその形態の1つと考えています。

また、計画実行に向けては、国や県の基本的なほう——基本的な指針を踏まえて、地域——地域実態を把握し、環境保全型農業の推進、県独自の認証制度の活用、有機JAS制度の導入など、推進の熟度に応じた段階的な取組を図っていくこととしています。

こうした取組に当たっては、食品の安全、環境の保全、労働安全、経営の効率化など、総合的な視野に立って進めることが重要であり、さらには、技術的な裏づけが必要であるということもありません。

有機農業については、地域における農業経営の熟度や活動の進捗状況等に応じて、農業手法の検討や認証に向けての支援策を行うべきであり、本市の実態に即した取組の検証や県内の先行事例を踏まえつつ、県からの指導助言をいただきながら有機農業の在り方、進め方については、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 今、説明がありました緑戦略のシステム——緑食料システム戦略なんですけれど、これは、高度な農家を対象していないという説明がありましたけれど、やはり、これにはハードルが高くて、日本有機JAS、これは第三者認証ですが、認証の公平性——性——公正性を保つために認証機関は、個別農家への指導や助言は禁止されています。また、有機JASは、認証によって販路の拡大を狙う

ことから、農業者にとっては本当にハードルが高いと思います。ですから、私的にはなかなか浸透しないのではないかと思います。

先ほど、説明が——答弁がありました。4分の1しかないということなんですけれど、これでは、なかなかこの生態系を守っていくという農業にはなかなか進みにくいのかと思います。

山口県でも県独自の認証があるようですが、有効かと思いますが、私の受けた講義で——の中では、アクロ——アグロエコロジーという世界に広がる参加型認証PDSを推していました——推進していました。

これは、小規模——小規模家族農業、消費者が参加できる認証制度であり、消費者と生産者を分離——分断しない参加型認証は、輸入依存から国内産招聘と転換して、日本農業を建て直す道である等の説明がありました。この農業——日本農業を立て直す道、国民を合理——合意の上でつくり上げていく大きな意味を持っています。

食と農業の危機打開には、参——この参加型認証PDSを推進して、これが有効ということを確認し——確信をした講義でした。

私は、この参加型認証PDSなんです。これを推進して、美祢市を有機の里として——美祢市を有機の里として、人と地球環境に優しい食料と農業を守っていきたいと思っています。そのために、全力を尽くして奮闘していく覚悟です。

次に、地産地消の条例についてお尋ねいたします。

オンラインの研修の中でも、地産地消条例の制定も大事だとのことでした。

そこで、広島県の広島地産条例——広島地産推進県民条例というのに出会いました。

議長さん、広島地産地消推進県民条例というのがありますが……

○副議長（高木法生君） 資料がありますか。

○12番（三好睦子君） 資料、送っていただけますでしょうか。

○副議長（高木法生君） どうぞ。出ました。

○12番（三好睦子君） この条例——この条例は、地元の食材を地元で消費するという取組を宣言するものであり、参考にしたのですが、広島県ですが、この広島県を美祢市に置き換えても十分活用できるのではないのでしょうか。

この中でも、この基本——条例の基本理念、また、県の責務、この件を市に変え

でも十分理解できます。生産者——この中で、県の責務ですが、市町生産者、事業者及び県民と連携し、協力地産地消を推進するよう関連する施策を総合的にかつ計画的に実施するというものです。

生産者の役割としては、ここにもありますように、より安全で安心な農産物の生産に関わる自らの責任を自覚するとともに、消費者の求める質の高い農産物を生産する——に努める、とあります。

このように、美祢市でこの条例をつくって——地産地消条例をつくっていくべきでは——つくって参考——つくっていき——地産地消を進めていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

このたびの御質問は、地元のを地元で消費していくという取組を、改めて市民に要請することを念頭に、御質問されたものだというふうに理解しております。

学校給食の食材について——ついては、可能な限り、安全・安心な地元食材で調達対応していくことや地域の飲食店での積極的な地元産食材の活用、あるいは市内スーパー等に地元産のコーナーを設ける——設けるなど、既に、こうした取組は市内随所で実施されているところであります。

また、県においても、県内の身近な農林水産物を県内で消費する地産地消の取組をぶちうま山口の農林水産物をキーワードに推進されているところであります。

議員御発言の地産地消条例については、山口県では、山口県ふるさと産業振興条例に地産地消の取組が規定されておりますが、県内の市町では制定されておられません。

条例には、市民の役割や生産者の役割などを明記する必要があることから、本市では、現在のところ条例を制定する考えはありませんが、引き続き、農業協同組合など関係団体と連携しながら、地域で採れた農産物のPRを適時適切に情報発信し、より多くの農産物が市内で消費されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

したがいまして、市で地産地消——地産地消条例の制定についての御質問については、確かに全国的には、市でそういった条例制定されているところもあるわけですが、こういった農産物がより市内——市内での農産物が、より市内で消費されるような取組の中で、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 本当に、今、農村——農業がですね、生産資材も上がって、生産者米価も低迷してると。それに、いろんな鳥獣被害の被害があって、農家が大変だと。そして、もう農業やめようかと、子どもたちに農業継げとは言えないと、もう自分たちの代だろうと。そして、先般、NHKもやっておりましたが、農業の後継者がだんだんとなくなってしまうのでないか、というような番組もありました。

これについて、私、最後までちょっと事情があって見れなかったんですけど、まさに、今、農業を——のことを話してるなと思ったんですけど、美祢市で基幹産業は農業なので、この農業について、しっかりと取り組んでいかなければいけないと思います。その美祢市——活力ある美祢市、この農業で——有機肥料の農産物で、私たちが活力持って消費者と生——生産者が一体となって進めて、地球や人に優しい環境でつくっていくためにも、その——分かりやすい条例が必要だと思えますので、よろしく願いいたします。

そして、3点目なのですが、経済——滞在型観光の必要についてお尋ねいたします。

美祢市は、観光資源が多いからいいね、と他市の議員からうらやましがられます。この資源がうまく活用できているだろうか、と考えてしまいます。

秋吉台を利用したイベントが多く企画されています。多くの参加者——このイベントに多くの参加者、観光客に訪れていただいています。これは、ただの通過点になってはもったいないと思うのです。滞在していただき、観光客の方に秋吉台の四季の魅力を十分に味わっていただきたいのです。

秋吉台の台地に沈む夕日、満天の星空に3億年の地球の生い立ちを思いをはせ、悠久の時を味わっていただきたいのです。

星空は、季節によって全く違います。夏は夏、冬は冬で違った夜空があります。今か今かと朝の日の出の瞬間、また、大地を囲む——包む朝霧、やがて、運河のような流れる朝霧、刻々と変わるこの光景は、生きていることを実感するときでもあります。また、カメラを連写する瞬間ではないでしょうか——カメラのシャッターを連写する瞬間ではないでしょうか。

秋吉台の魅力を伝え——伝えるために、観光客にこの舞台上で時を過ごしていただ



きたいのです。そのためには、宿泊していただくのが一番です。残念ながら、今、台上のホテルが使いません。

そこで考えたのですが、秋吉台台上にテントを設営して、すぐに宿泊できるサービスを提供してはどうでしょうか。

テント設営は喜びもありますが、労力も時間もかかります。観光客は設営も収納もしなくて済むサービスです。水や懐中電灯はもちろんですが、冬なら湯タンポの提供もおもてなしの心と思います。美祢市の温かい心を伝えるときではないでしょうか。近くにグランピングや家族旅行村、民宿もありますが、それぞれ特色があって魅力的です。多くの観光客をお迎えするのに、いろいろな選択肢があつていいのではないのでしょうか。観光客の方に、1日でも長く滞在していただくためのいろいろな工夫が必要と思います。市長のお考えをお尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

本市には、秋吉台、秋芳洞を代表とした多くの観光資源がありますが、市内に点在する観光地間の交通手段や宿泊施設の整備に課題があり、滞在型観光が充実——充実していないことは認識しているところであります。

このため、第二次美祢市観光振興計画に掲げております、特徴ある資源を生かした観光の振興と着地型観光の推進を着実に遂行することで、滞在型観光につなげていきたいと考えているところであります。

特徴ある資源を生かした観光の振興といたしまして——いたしましては、秋吉台、秋芳洞などの魅力を最大限に生かしたブランディングを推し進めており、秋吉台の四季を感じてもらいながら体感していただく秋吉台ならではのアウトドアツーリズムの推進など体験型プログラムを充実させ、これまでの見る観光に体験する観光を加えることで、滞在時間の拡大を図ることとしております。

特に今年度は、山口県の協力を得ながら、本市におけるアウトドアツーリズムのコンテンツ開発に取り組んでおり、一般社団法人日本アドベンチャーツーリズム協議会などの専門家にお越しいただき、現地確認を踏まえた協議を行っているところであります。

次に、着地型観光の推進では、Mine秋吉台ジオパークと連携したツアーの造成や産業観光などのプログラムを促進しており、代表的なプログラムとしては、秋吉

台を活用した満天の星空観察ツアーや秋吉台でジオガイドと行くスズキのは——スズキの原ウォーキングツアーなどがあり、秋吉台の魅力を堪能できる秋吉台ならではのツアーであること——あることから、滞在型観光につながる取組であると考えております。

議員御発言の手ぶらの——でキャンプでございますが、市内には、秋吉台家族旅行村や秋吉台リフレッシュパークなどのキャンプ場があり、テント、宿泊だけではなく、常設のケビンに宿泊することもできることとなっております。加えて、秋吉台リフレッシュパークには温泉を併設しておりますことから、まずは、秋吉台エリアの既設のキャンプ場と連携して、秋吉台の魅力が体験でき、滞在型観光につながる様々な可能性を検証し、積極的な活用を促進してまいります。

引き続き、滞在型観光を推進する——いくための観光コンテンツ開発と重要な要素である交通手段の利便性の向上や、宿泊施設の整備などの施策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 今、言われましたけど、いろいろあります。それは、滞在型アーツ——アウトドアツーリズムとかいろいろありますが、そして、満天の星空ツアーもありますが、この満天星空の方は、やはり、この——この台地で泊まれるっていうのが望みだと思います。いろんな、もう先ほども言いましたけど、市長も言われましたけれど、いろんな宿泊はあるということなんですけれど、秋吉台で——私——私たちが若いときに秋吉台でキャンプ——テント張ってキャンプした経験があるんですけれど、それはそれですごく楽しくて、旅行村はもちろん、この民宿とかグランピングもありますけれど、いろんな内容が違うと思います。その受けるこの——私が言いたいのは、それはそれ、これはこれと、いろんな選択肢があってもいいのではないかと思うのです。いろんな行事に参加された方は、この美しい大地を1泊でいいから泊まってみたいなという気持ちもあるのではないかと思います。それぞれあるわけなんですけれど、このテント——テントを設営してあって、そのテントにすぐ泊まれると——収納しなくても済むと、こういったのを望んでいらっしゃるのではないかと思うんです。そういう声も聞いております。

そして、台上にあったホテルが今ないからこそ、このホテルが再建されるまでは、

こういったことをやっていただきたいと思うのですが、そういった余地と——失礼ですが、そういったお考えはないのでしょうか。再度お尋ねします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の再質問にお答えいたします。

手ぶらでキャンプという、そういったサービスについては、確かに東京周辺では、そういうニーズがあるようでございます。そのまま手ぶらでキャンプして、そのまま出勤するとか、そのままいろんなところに遊びに行くといったニーズがあるようでございます。

まず、比較的こういったところでは、専門家の意見では、今頃キャンプについては、キャンプブームでキャンプをいろんな充実した備品を各自が持ってらっしゃるという現状もあるわけでございます。こういった手ぶらでキャンプというニーズがこちらであるかどうかというのを調査しながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） ぜひ、ニーズがあると思いますので、ぜひ——ぜひ、ホテルが再建されるまでは、何とかこの——に踏み切って試験的にもやっていただきたいと思っております。このホテル——ホテルが今本当に——このせっかくある秋吉台のいいホテルが今使えなくなつて本当に残念です。この再建されるまで、この秋吉台で、この大自然を十分に味わっていただくためにも検討していただいて、観光客の方に、この美しい自然を見ていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

〔三好睦子君 自席に着く〕

○副議長（高木法生君） この際、1時50分まで休憩いたします。

午後1時41分休憩

-----  
午後1時50分再開

○副議長（高木法生君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。杉山武志議員。

〔杉山武志君 発言席に着く〕

○7番（杉山武志君） 辛口の杉山です。よろしくお願いいたします。

昨日の一般質問で、熊対策っていうのが出ておりましたけど、実際、私も数年前に歩行する——する熊を見かけております。

山に行きますと、熊の爪による樹木の傷もありますし、一夜の——一夜の移動距離も30キロから50キロと言われており、市民の皆さんも御注意いただけたらなというふうな気持ちでおります。

さて、今回、私が通告しておる質問は、大きく本庁舎等建設整備についてと竹林整備について、今後の災害対策についてであります。

一般質問順序表に沿って質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まずもって、本庁舎落成——落成並びに開庁、大変おめでとうございます。

開庁にあたり、各部署等、内覧もさせていただきありがとうございました。

そこで最初に、本庁舎等建設整備についての中から、本庁舎における市民個人情報等の保管方法についてお尋ねいたします。

本庁舎の建設にあたっては、市民の個人情報にもなる各種申請書等を保管する書庫の面積が狭隘である等、都度発言させていただいております。

何年か先には文書が電子化され、また、規則や規程の改正により、電子決裁も進み、書庫の必要スペースは僅かになろうと思っておりますが、現在抱える市民の個人情報が入ったものの保管について疑問が残っております。

各々保存期限がありますので減ってはきますが、規則・規定が改正されるにせよ、改正前の永年保存証拋書の電子化の可否及び現在の保管場所の安全性についてお尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 杉山議員の御質問にお答えします。

市が取り扱う文書につきましては、個人情報の有無にかかわらず、市が定める文書取扱い規程に基づき、適正に管理を行っております。

また、文書の保存年限に関する基準を定めており、特に重要な文書につきましては、永年保存、重要な文書は10年、通常の文章は5年、軽易な文書は3年、その他特に軽易な文書は1年とし、保存年限を経過した文書及び保存の必要がなくなった文書は、速やかに各所属において適正に処分を行っております。

新本庁舎への移転にあわせ、今一度、管理している文書の整理を行っており、保存の必要がある文書につきましては、新本庁舎執務室内の書棚や各階に設置しております書庫へ移動をさせております。

なお、管理上の観点から、詳細は申し上げませんが、一部の保存年限の期限が迫った文書につきましては、現在、本庁舎外の施設において保存しておりますが、適正に管理を行っております。

いずれにいたしましても、市が管理、保存している文書につきましては、適正な管理に努めているところでありますが、今後は、電子決裁システムの導入や会議資料等のペーパーレス化を進め、文書のデジタル化による紙文書の削減について検討し、より安全性が高く、効率的な文書管理を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） 人事異動が行われ——頻繁に行われますので、保存期限、年限切れのものが、そのまま取り残されるという事例も発生してくるのではなかろうかと思っておりますので、よく御注意いただきたいと思っております。

次に、各総合支所建設に係る建設費についてお尋ねいたします。

先般、秋芳、美東における総合支所の建設に係る契約の締結が議決されました。

物価上昇等もございますので、私も工事に遅れが出ないように賛成をいたしました。この工事は、市長の意向により1年間先送りされております。以前、起債における負担の集中を防ぎ平準化するため、と伺った記憶がありますが、再度、先送りの理由をお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

美東、秋芳総合支所ほか、整備候補——整備工事のスケジュールを見直した理由につきましては、令和3年3月定例会の施政方針で御説明いたしましたとおり、将来の美祢市を担う世代に過大な負担を残さないためにも、徹底した行財政改革と長期的・計画的な財務財政運営が極めて重要との考えのもとに行ったものであります。

総合支所ほか整備事業の財源として予定しておりました合併推進債の適用期間が延長されたことを受け、資金融通や資金調達の観点、そして、財政負担の平準化を図ることができるかと判断し、加えて、令和3年2月の美祢市商工会からの地元業者

の受注機会の増加に関する要望を受け、地元経済への波及効果などを総合的に勘案した結果、スケジュールを見直す判断に至ったものであります。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） 今、なぜ1年先送りしたかっていう質問は次に続くわけですが、今回、契約されるにあたりまして、令和3年1月に出された金額より、それぞれ2億円、合計4億円程度加算されたものとなっております。その一部は、対象外であった外構等工事と災害対策としての太陽光発電設備ではありますが、美東総合支所では1億1,970万円、秋芳総合支所では1億3,200万円が物価上昇により高くなっております。1年先送りしたこと、負担の平準化により2億5,000万円近くの市民負担が増加した結果となっております。

これは、市報の11月1日現在の1万583世帯で割るとしますと、1世帯2万3,622円の負担を負わせたこととなります。

一般的に、物価が上昇したんだから仕方ないよ、と考えられる方もいらっしゃると思いますが、このたびの件は、人為的に1年先送りされたことによる影響と、私は受け取っております。

同年になりますが、令和3年3月にはウッドショックが始まっており、物価上昇の兆しが見えているのに1年先送りされました。令和4年には、本庁舎建設にかかります物価が上昇し、本年5月に工事請負金額の変更8,800万円が提示され、議決されております。

厳しい言い方しますが、物価上昇が予測される中、1年先送りされたことは、平準化のために市民の負担を増加させた失策ではないでしょうか。

先ほども申し上げましたが、このウッドショックが始まった令和3年3月ですね、定例会での市政報告をされたというふうに、先ほどお話がありました。

物価上昇の兆しが見えており——おり、人それぞれの受け取り方、見方というのはありますが、市長責任と、これに対するお考えを伺いたいと思います。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 杉山議員の再質問にお答えいたします。

世界的な物価高騰の背景として、まず、新型コロナウイルス感染症の拡大、そして、令和4年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻などが挙げられますが、先の

読めない、判断が難しい状況が続き、世界中が大きく混乱いたしております。

両総合支所の建設工事費につきましては、物価上昇に注視しつつ、資材や構造の変更等、適宜、経費削減に努めてまいり——まいりましたが、さきの11月臨時会で御説明したとおり、当初予算編成の想定と比較しますと、物価上昇は下がったものの、影響を受ける結果となりました。

一方で、スケジュールを変更したさ——変更した間に——間に、総合支所庁舎ほか整備に関する市民ワークショップを併せて開催し、市民の皆様が新たな施設の多様な活用を具体的にイメージされ、利用しやすい施設となるよう意見を出し合い、その内容を可能な限り実施設計に反映させております。より活用しやすい施設が構築できたことは、有意義な——有意義ではなかったかと考えております。

先ほど、確かに物価高騰の影響を受けて1年の時期をずらしたということもあるわけでございますけど、これについては、一度に本庁舎の整備と、あと、総合支所の整備の支払いがなかなか難しい状況にあるということから、1年スケジュールを変更させていただいたわけでございます。

これにつきましては、議会で説明後、住民説明会でも説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） 資金の運用——債券の発行とか、もう計画する前から分かっておることであって、計画を出した後に1年先送りっていうのは、行政らしくないといえますか——いかがなもんかなと思います。

人それぞれ受け取り方があるというお話は先ほどいたしましたけど、これをよしとしたのか、あしとしたのかっていう考え方分かれようと思います。

私としては、物価上昇の兆しが見える中、1年間先送りしたことに伴い、市民に損失を与えたものと考えます。

市長は、この1年間で市民の声が随分生かされ、有意義な1年であったと考えるというふうな考え方に差異がありますが、このテレビ等を主張される市民の方々のちょっと反応を見たいと思っております。

次に、まちづくりの方向性と進捗についてお尋ねいたします。

このたびの各庁舎建設に当たりましては、合併推進債が使われておりますが、こ

これは、合併推進債というのは合併によるまちづくりをしてください、というのが目的でありまして、各市町により用途はまちまちです。図書館を建てられるところもあれば、庁舎をやり替えられるところもあろうと思うんですが、そういった建設でとどまり、まちづくりに届いてない市町が散見されます。

本庁舎周辺も、地域ワークショップにより市民から出された意見が整理され、イメージ図はできていたと思いますが、具体的な姿がまだ見えてきません。

このようなまちづくりが前提となり、本庁舎の位置や向きを検討すべきで、今後、どのような市民の声が出て、本庁舎は建設されてしまっており、まちづくりとなる吉則かいわいのほうに背中を向けて立っている状態になっております。

昨日、同僚議員より質問が出されておりましたが、秋芳、美東においては、まちづくりと並行した総合支所の建設を進めましたので、周囲のまちづくり構想は固まっております、が、しかし、それ以降、まちづくりに向けた行政の動きは見られません。一体やる気はあるのでしょうか。昨日のお話の中でも、街路灯の整備の話が何度も出ておりましたが、街路灯がまちづくりになるのでしょうか。公園等整備の話も昨日出ておりましたが、資金面の話ばかり耳に残っております。市民の意見を伺うだけで、ほごにされては困ります。

市長のお考え、本気度を伺いたいと思います。お願いいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

まずは、美東、秋芳地域におけるワークショップの状況、まず御報告をいたします。

美東地域については昨年3月17日と5月17日に開催し、延べ29名の方の、また、秋芳地域については3月24日と5月20日に開催し、延べ42名の方の御参加をいただき、多くの御意見やアイデアをいただいたところでございます。

次に、各地域拠点でのまちづくりの方向性であります。美東地域については、地域の歴史、文化を生かした活力ある地域拠点づくりとして、秋芳地域については、豊かな自然に囲まれた活力ある地域拠点づくりとして、いずれも生活の利便性を向上させた集落市街地の形成と拠点整備を行うこととしております。

次に、まちづくりの進捗であります。

昨日の猶野議員の一般質問でお答えした内容と一部重複することがありますが、



進捗状況と今後の予定を申し上げます。

美東総合支所周辺のまちづくりにつきましては、美東総合支所ほか建設工事を発注し、令和7年1月の供用開始に向け、動き始めたところであります。

令和6年度から取り組む事業としては、美東総合支所周辺の外構工事を実施してまいります。

また、昨年度から、市道正覚瀬々川線歩道整備事業に着手しており、街路灯と併せ、整備することとしております。

現在の美東総合支所の用地につきましては、地域の取組などとの整合を図りつつ、継続的な検討を進め、内容が決まり次第、建物の解体や整備に取り組むたいと考えております。

続きまして、秋芳総合支所周辺のまちづくりにつきましては、美東地域と同様、秋芳総合支所ほか建設工事を発注し、令和7年1月の供用開始に向け動いております。

令和6年度から取り組む事業といたしましては、秋芳総合支所周辺の外構工事を実施し、通学路や交差点など主要な箇所から順次街路灯を設置してまいります。

現在の秋芳総合支所については、解体工事の実施設計業務を行い、実施設計終了後、解体し、跡地——跡地には、要望を多くいただきました広場など、公園として整備を行っていくよう考えております。

また、昨日の猶野議員の御質問にもお答えしましたが、商業企業等の確保に向けては、地域及び民間主導により——より、秋芳地域の活性化についての検討が進行中というふうに伺っておりますので、取組内容が決まり次第、市として、可能な限り支援や協力を行ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、引き続き、地域の——地域——皆さんの、また、出された意見、また、地域課題に対応しつつ、まちの機能を維持し、地域特性に応じた魅力ある土地利用や整備を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ありがとうございます。

今、また、昨日同様、秋芳総合支所の跡地を広場、公園というお話があり、地域住民もすごく望んでおりますので、公園という形が望ましいとは思いますが、

ぜひお願いしたいと思っております。

次に、竹林整備について伺います。

まず、繁茂する竹林の整備についてであります。私の幼い頃は、ほうきやてみ、物干し竿や籠といった竹材が活用され、於福の道路沿いにも、真っすぐするために縛られた竹を見た記憶があります。

現在では、竹林——竹材加工をなりわいとされる方も少なくなり、竹林も手が入らず繁茂しております。

行政が繁茂対策として、竹林全伐施策やタケノコ、竹箸の加工をしておられるのは承知しておりますが、成果は確認されておりますでしょうか。

杉木を選抜した山が竹林とかしたところや、全く手の入っていない竹林も多く存在しております。

タケノコの生産販売をされる業種の誘致ですとか、竹林全伐に関わる補助の増額等、お考えがないか伺います。

○副議長（高木法生君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 杉山議員の御質問にお答えします。

竹は、従来は住家の壁資材やほうき、籠などといった日用品として、また、タケノコは食材として、私たちの日常生活にとって深い関わりがあり——あり、竹を生かした産業が発展するなど、竹の生産や利用価値はとても高く、当然ながら、農家の主要な収入減の一部でありましたが、昭和四十年——40年代以降は、竹の加工、利活用が衰退したことに伴い、守り、育てられてきた竹林の適正な管理がされず、放置された竹林が徐々に増えてきたところであります。

こうした背景から、放置された竹林は、道路沿線はもとより、杉、ヒノキの人工林内にも進入するなど、繁茂拡大している状況であります。

このため、所有者などが自ら管理できない繁茂竹林対策として、山口県では、平成17年度から山口森林づくり県民税関連事業を導入し、住民生活に影響を及ぼしかねない地域等を対象に、繁茂した竹林の全伐整備や全伐後の再生竹林の除去を行ってきました。

平成27年度からは、県民税関連事業が一部市の補助制度に拡充され、新たに、市が実施主体となる地域が育む豊かな森林づくり推進事業として補助採択を受けながら、平成30年度以降では14.88ヘクタールの竹林の伐採を実施し、鳥獣被害対策に

も資する繁茂竹林の対策を、保全対象や優先度を考慮しつつ、計画的に講じたところであります。

こうした取組に加え、同様に、県の補助事業であるタケノコ生産を目的に、竹林を整備する事業を毎年度計画的に行うなど、県との連携——県との連携した取組の推進や可能な限りの補助事業の導入により、竹林対策を進めてまいりました。

また、市単独事業として、合併直後の平成20年度から実施している美しい山づくり事業では、平成30年度以降12.9ヘクタールの竹林の整備を実施しており、市内の10アール以上の猛草竹林を対象に、竹材の——竹林の維持やタケノコ生産に取り組みようとする方々を応援するため、地域、地元の要望等を踏まえながら、竹林の整備を行っているところです。

また、第三セクターの見直しに伴い、竹箸の製造やタケノコの水煮加工については、本年度から事業を継承した事業者において、継続した取組を進められて——進められるとともに、民間ノウハウを活用された付加価値化や生産拡大に向けた検討がされている旨、お聞きしているところです。

今後の竹林対策の推進に向けては、民間事業者による竹資源の循環利用——利用も見込まれることから、山口県とも連携し、良質な竹材やタケノコの生産拡大に向けた技術指導、また、竹の抜き切り等の竹材の——竹林の適切な維持管理へ助成等や、竹の利活用の推進に取り組みながら、竹林の保全に努めてまいります。

以上です。

○副議長（高木法生君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） 御答弁ありがとうございます。

今、もう、タケノコが動き始めてるんですね。小月にタケノコの生産販売をされている業者さんいらっしゃるんですけど、このコップほどもないのが京都に送って1本は6,000円から8,000円するんですよ。すごく高値で売れるんです。そういう業者さんを市内でも活躍していただけると一助になるんじゃないかなという思いがしております。また、そちらのほうにも目を向けていただきたいと。

竹材活用につきまして、次に、竹材活用とそれに関わる協定の目的等についてお尋ねしたいと思います。

先般、ニュース——テレビニュースで、エシカルバンブー株式会社と美祢市が協定を締結した放送をしておりました。

これは、従来、宇部市とエシカルバンブー株式会社の2社が提携したものに——していたものに、美祢市を加えていただいた形になろうと思いますが、こちらの企業では、竹材をタオルや殺菌効果のある商品へと幅広く加工・販売されており、美祢市がこの協定を通し、この企業と何を期待し、何をしておられる——しようとしておられるのか、伺いたいと思います。お願いいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

本市では、竹を中心とした広域的な地域課題に対応することを目的に、本年8月8日に山口県の立会いのもと、美祢市、宇部市及びエシカルバンブー株式会社の3者による連携協定を締結いたしました。

この連携協定の締結式は、同日に山口県主催で行われた山口バンブーミッションのキックオフセレモニーに合わせて実施させていただいたわけですが、この山口バンブーミッションとは、竹の伐採・供給者と加工・製造・販売者等が連携して、山口県内の森林環境の保全及び産業の振興に向けた取組を推進するための竹の利活用を推進する組織のことであります。

県を中心とした行政機関のほか、県内、市内の民間事業者も、この取組に参加されており、今後、さらなる広がりが期待されておりますが、このたびの連携協定は、このミッションの具体的な取組の第1弾として位置づけられております。

また、宇部市とエシカルバンブー株式会社とは、平成31年から相互に連携し、廃坑拠点とした竹を活用するイベント等を開催されるなど、地域活性化につながる取組を行われてきております。

さらに、エシカルバンブー株式会社は、先ほどの山口バンブーミッションを推進する上で、中心的な役割を担っておられるとともに、今年度、本市の竹資源利活用推進業務の受託者となられた事業者であります。

このような背景を踏まえ、民間事業者の活力を導入した先進的な取組をされている宇部市との広域連携は、本市の課題解決に向けた一層の取組——一層の取組を推進できますことから、このたびの連携協定締結に至ったものであります。

なお、協定書に掲げる連携事項の主な内容は、竹資源の利活用の促進に関すること、竹資源を使用した製品開発に関すること、竹資源の生産者や事業者等に対する支援に関すること、そして、竹資源の利活用による地域共生社会の実現に向けた支

援に関する事としております。

市といたしましては、こうした竹の利活用推進の全県的な機運の高まりを追い風に、実績のある民間事業者や行政機関と連携して、引き続き、竹製品の開発・製造・販売を積極的に支援し、本市の森林環境の保全及び地域産業の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） 利活用の方法、様々あるかと思えます。孟宗は活用しやすい——されやすいんですけど、本竹ですとか、破竹、御攢竹、竹の種類もいろいろありますけど、そういったものも繁茂しておりますので、違う活用も視野に入れて検討いただけたらと思えます。

また、竹材は豊富にあるんですけど、搬出に関わる経費、中が空洞で軽いんだがかさばると、なかなか立米にすると出量が出ないとか、木材のようにグラップルで掴むと中が割れてしまうとかいうことから、手運びしないといけない。労務費が問題になろうと思えます。

補助の在り方を再度検討していただきますよう、また、今、お話が出ておりました事業所、ほかにも、先ほどお話ししましたけど、タケノコ生産販売されておる事業所等ありますけど、この協定をきっかけに、企業誘致につなげるように努めていただくことをお願いしたいと思っております。

最後に、今後の災害対策についてお尋ねいたします。

まず、現状把握ですが、市内被災箇所の着手等、現状についてお尋ねしようと思っております。

本年6月末に発生しました豪雨災害により、市が管理すべき道路、河川、橋梁の被災箇所は121か所、被害総額は24億200万円と伺っておりますが、現状、どの程度着手、復旧が進んだものか伺います。

○副議長（高木法生君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

6月29日から7月1日にかけての大雨の影響により、被災された地域の皆様が1日も早く元の生活を取り戻せるよう、公共土木施設や農業用施設など、地域住民の生活を守る社会基盤を早急に復旧することは、極めて重要であります。

このため、市では、被災後速やかに、国や山口県に対しまして、災害の早期復旧に向けた支援などについて、緊急要望を行ったところであり、国においては、令和5年梅雨前線豪雨等による災害を激甚災害に指定しております。

また、土木施設や農林施設の災害査定を受けるにあたり、山口県におかれましては、職員派遣や技術的助言を、また、土木施設災害査定的设计書作成などの応援として、県内8市から職員派遣を行っていただくなど幅広い支援をいただき、12月1日をもって全ての災害査定を終えたところであります。

また、災害査定が終わった箇所から順次実施設計を行っており、災害復旧工事の発注を鋭意進め、総力を挙げて、被災箇所の早期復旧に取り組んでいるところであります。

それでは、市内被災箇所の工事着手等の状況について御説明いたします。

11月末時点での市管理の土木施設災害の状況ですが、1か所の工事費用が60万円以上である補助災害について申し上げますと、被災箇所は、道路55件、河川61件、橋梁3件、合計百十九——119件、査定決定額は16億5,127万円となっており、このうち12件については、工事発注を終えたところであります。

また、農林施設災害の状況ですが、1か所の工事費用が40万円以上である補助災害については、被災箇所が農地16件、農業施設24件、合計40件、査定決定額は9,413万2,000円となっており、そのうち25件については、工事発注を終えております。

以上になります。

○副議長（高木法生君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ありがとうございます。

国に報告されたものと大分変わっておるんで、ちょっと驚いております。復旧が進んでいるということで大変ありがたいなと思います。

次に、市長も、県やJRに何度も足を運ばれたと思いますが、本市と県、JRとの連携について、次にお尋ねしたいと思います。

美祢線の復旧について要望されておろうと思いますが、県河川及び鉄道の復旧に関する状況——連携状況——連携している状況——状態について教えていただけたらと思います。お願いいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

被災直後から、私は、山口県知事とともに、JR西日本に対して被災箇所の早期復旧を図り、速やかに運行を再開すること、また、運行再開までの間、通勤・通学等の利用の——利用者の移動に支障がないよう、代替バスを確保し、運行することを要望しております。

また、国土交通大臣に対しては、美祢線の完全復旧が図られるよう、十分な財政支援などについて特段の配慮を求めるとともに、JR西日本が、今回の被災と路線存廃の議論を直ちに結びつけないよう指導することを要望したところであります。

さらに、山口県市長会を通して、県知事の強力なリーダーシップのもと、JR西日本に対する働きかけを強化するとともに、厚狭川の河川改修を含めた積極的な支援を山口県へ要望いたしました。

こうした——こうした中、9月20日にJR西日本から被害状況や被災原因が公表され、美祢線については、今回流出した橋梁付近だけでなく、河川管理者である山口県による厚狭川全体の河川改修などの防災協——防災協働向上が欠かせないとの見解が示されたところであります。

これを受けまして、山口県知事は、再度の災害を防止するため、厚狭川の河川拡幅、堤防整備など、県による厚狭川全体の抜本的な河川改修計画を策定され、10月27日、私も同行し、取りまとめた改修計画をJR西日本に説明し、美祢線の早期復旧を重ねて——重ねて要望したところであります。

その際、JR西日本からは、復旧の見通しについて明言はありませんでしたが、今後、この計画を前提に、復旧した場合の工事費などの検討に入る考えを示されております。

一方、9月1日付で本市の地域振興課内に市職員のほか、県と沿線2市の併任職員で構成するJR美祢線災害復旧対策室を設置し、関係自治体間で迅速な連携を図り、美祢線の早期復旧を目指し、協議を重ねております。

また、鉄道復旧後を見据えた路線の活性化の議論を深める必要性から、10月25日私が会長を務めるJR美祢線利用促進協議会内に、県、沿線3市、JR西日本の実務者レベルで、利用促進策を話し合うことを目的としたワーキンググループを設置いたしました。

今後とも、山口県、沿線2市と連携し、地域住民の日常生活を支え、観光利用や

地域間交流などの重要な役割を担う美祢線の早期復旧に向けて取り組んでまいります。

進捗状況につきましては、随時報告してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様、市民の皆様の引き続きの御支援、御協力をお願い申し上げます。

それと併せまして、この間、復旧に向けて、署名活動を地域の皆様に活動を展開していただきました。それを、JR西日本に対して、その復旧に対する要望書を提出していただいたわけでございます。この間——この場をお借りして、地域の皆様方の取組に対して、改めて感謝申し上げます。

したがいまして、その思いを胸に、復旧に向けて取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ありがとうございます。

今日の一般質問の中にも、美祢市における美祢線の位置づけ、シンボルなんだというお話も出ておりました。早い復旧ですとか、そういった取組をお願いしたいものです。

また、併せて、厚東川——秋芳町のほうに流れております厚東川も氾濫し、護岸や田畑が流されておりますので、そういったところも視野に入れて、作業に当たっていただければと思います。

次に、対策なんですけど、遊水地設置の提言について、述べさせていただきたいと思えます。

間違っておりましたら申し訳ありませんが、私の記憶では、平成21年に厚狭地区——厚保地区、平成22年に厚狭地区で厚狭川が氾濫しており、今回も厚狭川による被災であります。

県が河川のしゅんせつを行っておりますけど、この前きれいになっておったんですけど、また土砂が流れ込んでおりまして、たちごっこになっております。

河川の幅員・拡幅や川底を深くするお話も、先ほどお話が出ておりましたが、河川沿いの民家の存在や衛生センターの前などは、岩盤でなかなか掘り下げることが広げることが困難ではなかろうかと思えます。

この間——こういった課題を解決したく9月定例会におきまして、同僚議員から



の提言のありましたこの遊水地というものを、神奈川県藤沢市に視察に参りました。こちらでは、毎年2回程度、河川氾濫による水害に悩まされており、県が充実した施設を設けておられました。

遊水地には、公園活用と水田利用がありますが、今回伺った場所は、平常時は有料スポーツ施設を含む30ヘクタールの公園で、有事の際には、最大で約104万立方メートルの洪水を貯留できるものでした。

この公園は、二次的な池となりますサッカーや野球、テニスコートのほかに、一時的な池となりますビオトープが設けられ、子どもたちから大学までの研究室としても活用されておりました。

時間の都合もありますので、この施設の全てを御説明できませんが、こういった1か所を工事することにより、一時的に水を滞留させ、川下の被害を食い止めるという有意義な施設だということは、よく理解して帰りました。

また、久留米には、水田を活用した田んぼダムと言われる遊水地があるようですが、これらは、明日、同僚議員が質問されると思いますので、そこで深く論議していただければと思います。

いずれにせよ、川沿いに荒廃農地が広がっておるところもありますし、県と協力、もしくは市が管理する河川において、遊水地公園をつくるならば1か所の工事で済みますので、安価で即効性のある対策になるのではないかとと思うんですが、いかがお考えか伺います。

○副議長（高木法生君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 杉山議員の御質問にお答えします。

山口県の管理河川である厚狭川の改修については、再度の災害を防止するため、川幅の拡幅や堤防の整備など、抜本的な改修を実施すると伺っております。

また、本市の管理河川である準用河川、普通河川においては、緊急しゅんせつ事業債などを活用し、緊急かつ集中的にしゅんせつ事業に取り組んでおり、引き続き、浸水箇所の解消に力を注いでまいりたいと考えております。

遊水地設置と提言についてであります。遊水地等は、洪水時の河川の流水を一時的に貯留させる土地のことであり、下流の水害を軽減する目的で河川に併設され――されるものであると認識しております。

このことについては、本年9月定例会の秋枝議員の一般質問でもお答えしており

ますとおり、遊水地の設置、または貯留できる場所を確保することは、浸水被害——浸水被害軽減に一定の効果があると考えております。

一方、課題としては、遊水地からの流量調整ができなければ、下流域への被害が増大する恐れがあること、河川に隣接した平地でまとまった用地が必要であること、平時の底りの利用、維持管理をどうするのか、田園風景の創出、動植物への影響など、多くの課題があります。

したがいまして、議員御発言の公園活用や水田利用による遊水地設置については課題があることから、本市の河川に適しているかどうか専門的知見を交えながら、山口県宇部土木建築事務所——事務所と協議してまいりたいと考えております。

なお、現在、山口県——山口大学に御協力いただき、河川氾濫に係る協議を進めており、意見をお伺いしているところであります。

今後は、早期にできる洪水被害防止対策について、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ありがとうございます。

そうですね、合理的で利便性の高いものに取り組んでいただきたいと思います。

私が思うには、遊水地は市民の生命ですとか、家、土地、財産を守るために絶対必要であり、安価な施設ということからですね、今回、提言させていただいておりますが、今、市長のほうからもお話がありましたけど、県——県が河川改修をいろいろと考えておられるということを明言されましたので、ちょっと、こちらのほうも注視させていただきたいなど。それによって、また、調査、提言を続けていきたいなど思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。御答弁誠にありがとうございました。

〔杉山武志君 自席に着く〕

○副議長（高木法生君） 以上をもちまして、本日予定されました一般質問は終了いたします。残余の一般質問につきましては、明日行いたいと思います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時40分散会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月6日

美祢市議会議長

美祢市議会副議長

会議録署名議員

〃